

紀美野町第3回定例会会議録

平成30年9月19日（水曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年9月19日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	小 椋 孝 一 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

2 番 上 柏 皖 亮 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺 本 光 嘉 君
副 町	長	小 川 裕 康 君
教 育	長	橋 戸 常 年 君
消 防	長	家 本 宏 君
総 務 課	長	細 峪 康 則 君
企画管財課	長	坂 詳 吾 君
住 民 課	長	仲 岡 みち子 君
税 務 課	長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課	長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課	長	米 田 和 弘 君
建 設 課	長	井 村 本 彦 君
教 育 次	長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者		北 山 仁 君
水 道 課	長	山 本 訓 永 君
まちづくり課	長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	(細 峪 康 則)	君
代表監査委員	菊 本 邦 夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	田 中 克 治 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

上柏議員から欠席届が出ていますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一問一答方式により質問時間40分です。答弁時間は含みません。

一般質問の通告は7人です。

通告順に従い順次質問を許可します。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 皆さん、おはようございます。1番ということでちょっと緊張しておりますけども、進めさせていただきたいと思います。

私のほうから防災無線放送のあり方についてお聞きをしたいと思います。

先日の台風20号、21号が近畿地方を直撃し、我が紀美野町も大変な被害をこうむられました。特に台風21号は、暴風雨が荒れ狂いながら、我が町の民家や山、田畑を襲い過ぎ去って行きました。この影響はすさまじく、電柱が折れ、また倒木等々いろいろなことがございました。電気が送れないし、電話も使えない、水道も出ないということによって、関電さんやN T Tさん、特に町職員の皆さんには日夜問わず頑張ってくれたことは大変敬意を表したいと思います。

ここでちょっと水道業務というか、防災無線の関連があると思いますので若干触れたいと思いますけれども、夜中まで10時、11時ごろまで防災無線を使いながら、水道の水を供給したということに対して、もともとこの簡易水道、通告は私していませんけれども、答弁は要りませんけども、一応今後やはり簡易水道あたりは発電機等があればこういうことがなかったんではないかなと思いますので、他の議員がこういう質問して

おられると思いますのでさっと触れたいと、今後の対応をどう考えるのか、またお聞きしたいと思います。

そしてまた、被害に遭われた方々に大変お見舞いを申し上げたいと思います。

しかしながら、いまだ電気が送電できない家庭もおられるとお聞きしております。早急に復旧ができるよう町当局におかれましても引き続き関係各位に再度要請をしてくださるようお願いしたいと思いますけれども、先般、新聞によりますと、もう全てが復旧が終わったという新聞がなされていたので、本当であるのかわかりませんが、ありがたいなと、こういうように思います。

ここで私の本題の防災無線放送のあり方について質問したいと思います。

行政の皆様には、防災無線でたびたびの報告を行ってくれていることはありがたいことですが、さすがにあの暴風雨のときに放送内容が全然聞こえませんでした。40メートル、50メートル、私も多分あの日は火曜日の日だったと思うんですけども、議会運営委員会がありまして、それから帰ってずっともう台風情報を聞きながら、一度も家から出なく、ガラス越しからちょっと私とこ高台なので風速のすごさをもろに見ました。東から西にかけて瓦は飛ぶ、板が飛ぶ、木の葉が飛ぶ、すごい強烈なことで窓をあけにもあけられない。防災無線は放送してくれてるんやけれども、それも全然聞こえないという、そういう実感をいたしましたので今回この質問をさせていただいたわけですが、もともとこの防災無線には、防災無線対応システム0120-2430-99番号があるんですけども、これをもっと再認識し、町民の皆さんに徹底して周知をする必要があるんじゃないかということで当局にお聞きをしたいと思いますが、それと、外のあれで聞こえないんで、私はこの防災システムの0120-2430-99番号を何回も聞きました。残っている番号は16ありますということで1個1個チェックしていたらわかったわけですが、これも全然わからないような状態の人もあるかと思っています。

以前、議員さんの中で町の広報には必ず防災無線番号システムの番号を入れて広報として載っておるわけですが、実際にこれは色分けするとか、何かしないと載っているのも知らないというのは広報に、特にお年寄りの人は聞いておりますので、私の提案でございますけれども、もうちょっと大きい、前に小さいやつをいただいたんですけども、大きいやつでマグネット方式で冷蔵庫とかそういうところに張って、これを聞ける方法をやる必要があるんじゃないかと私はそない思うんですけども、やはり意外とこの

0120使ってくれるのは少ないと、ところがこれをする回線も多分多く要するんですけども、そこらも対応できるような方法を一遍考えてほしいなというように思います。

この防災無線の使い方ですけども、やっぱり放送内容って、今回、台風21号の来る前に避難準備は町から出されておると思います。あと避難勧告を出して、次に避難指示というものが最終的に町長の判断で出されると思うんですけども、この間にあのきついに献血のお知らせというような、そういう適材適所を各課でやっぱし、ここはこういうときにこれだけの風吹いてるのに献血を、献血も大事ですよ。けれども、時間を置いてまたおさまったときに言うとか、そういう各課の統一化を、これは今、緊急性があるということで一生懸命言うてる中で、それも順序として追っていかねばならないと私は思っておりますけども、今後の防災無線放送のあり方について、ただいま私が述べましたものをどうお考えなのか答弁をお願いします。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、小椋君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、小椋議員の防災無線放送のあり方についてのお答えをさせていただきます。

今回、台風21号につきましては、紀伊水道を進んで今までにない暴風雨で、土砂崩れ等による住家被害、電柱、倒木による通行止め、断水、停電等多くの被害が発生し、住民の皆様には長期間にわたり御不便をおかけしたところでございます。

議員御指摘のとおり、暴風雨が荒れているときは、防災無線の内容がほとんど聞き取れないのが現状でございます。当町では、議員御指摘のとおり、防災無線の放送内容をフリーダイヤルで確認できる防災無線対応システムを導入してございます。平成26年度には、電話の番号を記載したシールを作成して各戸に配布しております。最近では、広報きみのに毎月掲載し周知を図っているところであります。

利用件数も増加しておりまして、周知の効果を実感しておるところでございますけど、まだまだ十分とは言えない状況です。さらに御利用いただくために、議員御提案の身近なところに張って電話番号がわかるマグネットタイプのものを作成し各戸に配布したいと考えております。

それから、緊急性の高い放送内容につきましては、町民の皆様にはわかりやすい的確な情報をお知らせできるよういま一度精査してまいりたいと考えております。また、警報等の発令中の放送につきましては、日常的な役場からのお知らせなどは控えさせていただきたく思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） ただいま総務課長のほうからマグネットタイプのやつをつくって見やすいところに張ってもらえるような形をつくっていききたいと、これは本当にありがたいなと思います。それをすることによって、この間こういう毎日新聞の有田川町と紀美野町の倒木等による電線が折れたのか、電線が折れて倒木になったのか、それはわかりませんけれども、こうなると結局防災無線も飛ばないと。それと、これって蓄電で多分されてると思うんですけれども、これでどれぐらいの時間が持つのか持たないのか、この際聞きたいと思っていますし、これを飛ばないのであれば、また今言うてる防災システムが特に必要になってくよと思います。

携帯電話であれば0120で十分聞けますので、今回長丁場の中で電気も通らない、水は通ったということですが、電気等についてはなかなか紀美野町が長い町の中で枝谷なんかはやっぱりテレビに出てましたけれども、情報源が全然とれないという中で、そういうことも踏まえながら、再度蓄電池の時間とか、それがなければ今システムを使えるのかということをお願いをしたいと、こういうように思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 今回の台風被害で停電、町内でも最長12日間停電された御家庭がいらっしゃる中で、町としても大体3日間ぐらいが停電の想定というか、そういうもので防災計画等もしておるところなんですけど、今回非常にもっと長い期間の大規模な停電であったために非常に混乱はしていた中なんです。

それで、防災無線のバッテリーが72時間が最長持つということが明確化しまして、これは大変なことになってきたということで、広報の仕方とか、広報車で回らないかんとか、そういうこともありまして大変後手に回ったところもあるんですけれども、今回の大きな大規模な停電によってバッテリーが72時間しか持たないということがわかったために、これを今後いろんな方面で教訓として対応してまいりたいと考えております。

ですから、72時間のバッテリーが持つというのは、これはいろんな小さな情報まで流していくとよりバッテリーが持たなくなるという状況の中で、こういう災害のときは本当に緊急性のあるものを放送せないかんというようなことをまず第一には考えておるところであります。

それから、この防災行政無線のシールなんですけれども、これは在庫も本当100枚以下になってしまっていてちょうどつくらないといけないということもありましてマグネットタイプのものを作成する。そしてまた、これを使っていたら、やはり回線のこととも先ほど御質問にありましたけれども、今は4回線しかございません。これはやっぱりふやしていかないといけないというふうにも考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） わかりやすいお答えをいただきました。

もう1回聞きたいけれども、蓄電が72時間使えますよということやけれども、もし本庁の役場、そして福祉センター、各箇所で防災無線を取り扱っていると思うんです。もしそこが停電で電気が故障、送電しなくなったら防災無線は使えません。そのときの対応というのもちろんとできて、自家発とかというのは、ちゃんと何かそういうときには自家発に切りかえるとかって、それによって防災無線の発信はできるという解釈でよろしいか、それだけ。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員御指摘の72時間が最長であるけれども、それは発電機等で対応できるのかということの御質問ですよ。

それはバッテリーは、発電機は稼働します。ただし、急を要しないといけないということなんです。発電機は動き出すんですが、それを給油しないと長い期間ですと発電機の燃料が切れてしまうと、それをまたガソリンを入れに行ったりとかという作業は当然しないといけないですけども、72時間過ぎても発電機が動いて防災無線は稼働しますが、いろんな基地局があるので、そこを全てそういう対応していかないといけないです。1つの丸山局って大きな局があるんですけども、そこから受けて、そこから発信していろんな基地局へ送っていくんですけども、その子局、そういうところへもバッテリーがついてるところもあるし、ほとんど電池なんです、そういうところは。ですから、その電池を交換に行ったりもしないといけないということになりますので、全町

全ての防災無線を一斉に鳴らすというのは非常に労力が要る。電池を交換に行ったりとか、そしてまた基地局、丸山局への給油をしに行かないかと、そういう作業はありますけれども、効率よく何とか今回のことを検証して、できるだけ防災無線が使えるようには努力していくつもりであります。

以上です。

○議長（美野勝男君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時21分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時22分）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 答弁漏れですいません。

役場が停電の地域に入った場合、役場には自家発がすぐ稼働するようになっておりますので、その辺は御安心をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） これで小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて、11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。

まず初めに、初日も議長のほうからお話ございましたけれども、さきの台風21号及び北海道地震で被災された皆様方に心からお見舞いとともに、お悔やみを申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、まず初めに、風力発電についてお聞きいたします。

昨年の9月に配慮書が縦覧されて以来、約1年が経過いたしました。多くの方々がこの問題に取り組んでまいりました。この中で町長のほうからもかなり4市町の首長さんの中で一番立派だというふうに多くの皆さん方から評価いただきまして同じ町民としてうれしかったんですが、そういうふうに出したにもかかわらず返ってきた答えというのが本当に的を射ていないというんか、我々の意思とまるっきりすれ違わせるようなというんですか、マルキャンゴバースト、健康被害等への懸念、いろんなことを書いておら

れましたけども、この健康被害に対してもつくってみなければわからんと、つくることが前提なんだよと。そこで問題があったら真摯に対応しますと、我々はつくらんといってくれという意味から、そういうふう健康被害等のいろんな問題、想定するような問題を言うて反対ということが多くの皆さん方、また町長もそういうふうなことを懸念して出されたと思うんですけれども、そういうふう今申したとおり、会社のほうはそれを本当に何というんか、うっちゃりをするような形で回答がされてきていました。こういうふうな段階で住民の心配に真摯に答えないこの相手に対してなかなかうまく意思の疎通ができないと、こういうふうにあると思います。

さて、紀美野町の区長会が全町民対象の署名活動されました。町長さんのほうへ来てるかどうかちょっとわからんのでございますが、この署名活動で圧倒的な町民の方、約8割からの方が反対の意思を示されておりました。議会も全会一致でこの風力発電に対して反対の立場から決議をしています。等々多くの方々、議会だけじゃないですね、商工会も老人会も、それからまちづくりの会とか、生石山の草原の会まで反対というふうなことを表明しています。

そういうことで1つの私たちがよりどころとして県知事の林地開発の許可をおろさないでもらいたいと、こういうふう行政の側として対応してもらいたいというふうに願っているんですが、そこで、この林地開発の条件の中にやはり町長の意味というのを申すことができる、そういうふうになっております。

そういうことで町の多くの方々がこういうふう反対をされている以上、町長も県知事に対してははっきりと反対ということを表明される時期ではないかというふうに思いますが、そのことについての見解を聞きたいと思います。

次に、台風による停電についてお聞きしたいと思います。

今、小椋議員のほうからもこの問題についての質問ございましたけれども、この停電によって多くの家庭に大変な苦劳かけました。これからの紀美野町にとってもこれは大きな深刻な課題が投げかけられたというふうに思います。

1つには、高齢者とともに子供を持つ若い方にとっても大変な問題でした。風呂とか、また授乳の面で心配を持たれたのではないのでしょうか。こういうふうなことで町の施策として、Iターン、若いIターンの方を呼び込もうじゃないかということが言われているんですけれども、ここに1つの課題があると思います。

また、事業所にとっても停電によって仕事が中断された。この仕事によってはつくり

かけの製品を廃棄しなければならないというふうな問題も起こってくるように聞きます。私、美里町時代にもこの停電の問題を取り上げたことがあるんですけども、このときも調べたんですけども、例えば糸をつくる仕事、これは一瞬の停電であったとしてもそのとき糸の太さが変わるらしいんですね。これはもういい商品にはならない、製品にならないと、そういうことで巻かけた1つのこまというんですか、これ皆廃棄しなきゃなくなってくると、こういうふうなことであります。

こういうことでこの停電の問題が若い方々、また事業者がこの町に来てもらえるかというふうなことでも大きな問題があるかと思います。

また、さきに申しましたけれども、高齢者の方も大変で、1人、2人家庭でしたら、子供さんが心配して1週間分を買ってきて、そして冷蔵庫、冷凍庫に入れて帰るらしいんですけども、こういうふうに長期に停電になってくると廃棄しなければならないというふうに言われます。ところがやはりもったいないんですよ。できればそういうものをほらずに使えたらという思いは私も思いますけれども、誰でもそうやと思います。

そんなことで、そのために中毒になった方、実際にこの1週間からの停電があった紀美野町にとってもそういうことがなかったらいいのですけれども、そういうふうなことも心配されますが、それについてやはり若い方、高齢者の方、また事業者の方の問題から状況についてお聞きするとともに、その対策ですね、どのように考えておられるのか聞きたいと思います。

次に、給水の問題について聞きたいと思います。

さきの台風のもう1つの大きな問題は、断水等による水の問題でした。町の担当者が大変頑張ってくれたようで、孤立された谷地区のほうへ職員が行かれて、もう御存じのように木がどんどん倒れて道が通れないと。その中で一輪車に水の3リットルのバック入れて、またアルファ米等持って回ってくれたんだと思いますけれども、朝9時ごろ出て帰ってきたのが5時だったと。その間に食事もせんと頑張ってくれたようでありますけれども、そういうふうにして頑張っていたいたわけですが、場所が点在してそういうような問題も起こってきているかというふうに思います。

そこで、少し気になるんですが、以前、台風るときではなかったんですけども、取り水をされていた方、この方がイノシシによってパイプが寸断されて、もう何遍直しても寸断されて、とうとうとていられないということで和歌山のほうへ変わられたんですが、このときにも給水、町の水道を取ってられる方については町としても責任とら

なきゃならない。水道をとっておられない方についての対応を少し気になったんですけども、今回の台風においてもどうであったのか、そのことについて聞きたいと思います。

それから、最後に、非核自治体宣言についてお聞きしたいと思います。

この議会の初日に配付された紀美野町非核・平和自治体宣言文が配付されました。私たちの町として平和を守る決意が表現されている大変立派なものです。議会も圧倒的な議員さん方がやっぱり平和な国であり、また平和な町であってもらいたいということでこの決議をされたわけでございますけれども、そこで、町長さんが本議会の中で行政報告の中でこの問題について述べられまして、紀美野町が核兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献し、先人たちが築き、守り育てた豊かな自然を次の世代に引き継いでいく、そういう決意を表明するものでございますと、そういうことで今後、町では非核平和理念の浸透と平和意識の高揚を図ってまいりますのでということで私たちにおっしゃられました。それから、非核平和理念の浸透と平和意識の高揚ですね、こういうことで紀美野町としてはどのような対応をされていくのか聞きたいと思います。

ちょっと調べたんですけども、岩出市では、反核平和マラソン、核兵器のない世界に向けて高野山から和歌山城までのマラソンというものに対してメッセージを送っていくと。それから、串本町でも講演会をされている。そして、和歌山市では、家庭で平和を考える親子映画会というものをされている。それから、海南市では、玄関ロビー等の使用許可、市長メッセージの読み上げ、これは平和行進されておって、橋本市では、8月6と9に原爆死没者の慰霊並びに平和記念の黙禱というのをされている等々各自治体いろんなことをされているようであります。

紀美野町としてはどのような計画がされようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） おはようございます。

美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、第1問につきましては私から、第2問につきましては総務課長から、第3問につきましては水道課長から、また第4問

につきましては総務課長から答弁をさせていただきます。

風力発電についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、環境影響評価方法書に対する知事意見に対しまして、平成30年8月10日経済産業省から事業者へ勧告が行われております。

この勧告を受けまして事業者は、方法書に基づく計画を一部修正して環境アセスメントを進めていくことになります。

事業者の聞き取り調査からわかったことでありますが、今後の事業者の進め方について、日時、場所は未定ですが、再度地域住民に対する説明会を行う予定であり、その後、環境アセスメントに伴う現地調査を進めていくと聞いてございます。

そうした中で、私といたしましては、区長会における風力発電事業反対の署名活動や方法書における町民の皆様方の御意見を重く受けとめています。その上で皆様の考えやお気持ちをできる限り付渡し、方法書における町長意見として知事へ提出しております。

また、林地開発許可につきましても、時期がまいりましたら同様に知事に対して町長意見を提出してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、私からは、美濃良和議員の2番目の台風による停電についてと4番目の非核自治体宣言についての御質問にお答えをしていきます。

まず、美濃議員の2つ目の台風による停電についてでございます。

電気は当たり前のように供給され、電気がなければ生活することが困難な、そんな電気に頼りすぎている日常生活となっています。

しかし、役場自体は送電事業者ではございませんので復旧工事はできませんが、行政としてできることで対応していくこととなります。

そのためには、長期停電が発生した場合の想定に対し町でできることを事前に検討しておくことが重要であります。

議員御質問にもありますように、実際に高齢者の方や小さなお子さんのいる家庭におきましては、停電の長期化は心身ともに深刻な問題でありますし、また、事業者さんの

業務ができない状況は会社経営に深刻な打撃を与えることとなります。

そんな中で行政ができる対応としましては、高齢者家庭等への安否確認や飲料水などを配布するということになりますが、事業者さんに対する電源の確保というものは、やはり事業者さんでバックアップ電源を確保していただくことしかないのではないかと考えております。

今回の台風被害は広範囲で発生し、一刻も早くふだんの生活を取り戻そうと議員の皆様や町民の皆様が倒木などの撤去など積極的に復旧活動をしていただいたことには、町といたしましても大変ありがたく感謝しているところであります。

町といたしましても、限られた人員で全てのことに対応することは困難であるかと思いますが、優先すべき災害支援のあり方や職員の災害対応の資質向上に努めてまいりたいと考えてございます。

美濃議員 4 つ目の非核・平和自治体宣言についての御質問にお答えします。

本町では、悲惨な戦争を繰り返さないために、そして、人類生存の脅威となる核兵器全面廃絶の実現のため、9月11日に非核・平和自治体宣言を宣言したところでございます。

早速、町のホームページに宣言文を掲載しました。広報きみの11月号にも同様の記事を掲載します。また、本庁舎の前に非核・平和を象徴するモニュメントを設置するなどして町民の方々を初め多くの方に周知してまいりたいと考えてございます。

いつまでも続く平和な世の中とするために、戦争の恐ろしさと平和の尊さを次の世代に伝えていかなくってはなりません。このため本町では既に町内の各小中学校において平和学習を行っているところであります。

今後も引き続き平和学習を推進するとともに、核兵器廃絶の実現に向けて訴えを続けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) 私のほうから美濃議員 3 番目の御質問にお答えさせていただきます。

給水指定外の地域への給水についてということでございますが、今回の台風 21 号に

よる断水といたしましては、台風襲来以降長いところでは8日の土曜日の午前中まで上真国地区での断水が続きました。

給水活動につきましては、役場職員が給水袋による配布と給水車による給水活動を行いました。最終9日、日曜日の午前中に下神野地区を回り、給水の要望がないかを確認して活動を終えました。この間、断水を強いた皆様には大変御不便をおかけして心よりおわび申し上げます。

議員御指摘の水道の給水エリアではなく、地元で管理している飲料水供給施設や個人で取り水により飲料水を確保している住民への給水についてでございますが、平常時においてはもちろん維持管理は地元や個人で行うものでございますが、災害時において飲料水に苦慮している状態であれば、連絡をいただければお近くの役場施設で給水していただくか、場合によっては給水袋などをお届けする活動をさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この風力発電について、林地開発について、町長が時期が来たらその知事に対して、その中身がよくわからなかったんですが、出していくんだということで答弁いただきました。具体的にはどんなような方向で知事に林地開発についての意見を出していくのか、そういうふうに忖度して考えればいいんですか、それもう一度お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

林地開発につきましては、また知事のほうから町長の意見ということで意見紹介がございます。その時点をもって意見を書かせていただくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そのときにはもう町長さん反対というふうにはっきり言うていただけるわけですか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 現段階では、私としては住民の意見を尊重しながらということでは、ひとつ御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、質問を変えたいと思います。

台風の問題で停電問題ですけれども、課長のほうからそれに対して町職員としてどう対応されるのかという立場から答弁いただいたんですけれども、何にしてもそれは限界があります。基本的には、業者がやはりもうけを対象にやっている事業ですから、それに対してどういうふうに我々はそのサービスを受けるのかと、そのことについてきっちり申していかなきゃならんかというふうに思います。

今回、町長さんも大分言ってくれたようなんですけれども、対応が遅かった。向こうの工事車両が来るのが非常に遅かったですね。初めのころはほとんど来てなかった。やっと最終4、5日たってから来はじめて、来始めたからの復旧は非常に早かったと思いますけれども、その辺のことについて関電に対してどういうふうに今後それを変えていってもらえるのか、あるいはまたどうしても山を荒らさないということが前提ですけれども、しかし、実際毎毎回っていいほど木が倒れて苦労するところがあると思いますけれども、そんなところで電線の埋設ですね、そういうことを要望できないのか、あるいはバイパスをつけてるというふうに聞くんですけれども、そのバイパスが余り長いと、またそこでもなかなか切れることもありますので、その短いバイパスというふうなことは幾つかつけるとか、そんな対策をやっぱり強く関電のほうに言う必要があるかと思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細谷君。

○総務課長（細谷康則君） そしたら私のほうから関電との対応状況といいますか、そういうのをちょっと簡単に申し上げさせていただきたいと思います。

まず、停電が起こって、そして町民の皆さんからいろんな電話がかかってまいります。それは関電のコールセンターがつかないということで町の役場のほうに情報を求められてくるんですね。もう言うていくところがないという状況だったと思います。それで役場代表にかかってくる電話、恐らく100本は優に超えてる状況でありまして、総務課の電話も7、8本が全て関電の電話の対応していたというような状況のときもあります。

それで、町民の方から町は何もしてないん違うか、おまえら何もしてないん違うかって、そんな御意見もあって、関電の電話を聞いて、関電のほうの営業に来る人の緊急の電話に電話をしても明確な情報はもちろんもらえませんでした。そんなこともやってるんやったらホームページにちょっと上げたらどうやという御意見もいただいて、そして9月8日の土曜日だったんですけれども、町としては関電に対していろいろ状況提供を再三依頼はしておるんですが、関電から通電の時期とか、そういう回答が得られない。引き続き一刻も早い復旧状況とか、それから情報の提供を求め続けていきますというホームページに載せました。

そういうことをして、その翌日、9月10日ですか、関電から復旧のおおよその情報をいただくことが可能となったといいますか、大体和歌山市内であるとか、都市部が復旧していく中で、山村部、当町とか、隣の有田川町、その辺が復旧がおくれておったんですけど、そちらのほうに作業車とかが何部隊入るよとか、そういうことをいただくようになりましたので、そろそろ電気も復旧していくんかなという推測はありました。そして、10日から関電の職員さんが2名、役場に待機してくれまして、関電の電気に関する電話は全てそちらに回して対応をしてくれるようになったところであります。これによって役場の職員の電話対応は大きく減ったことになりまして、それはそれでありがたかったんですけれども、やはり今後はもっと停電が広範囲で長期化するような予想であれば、早くから対応、待機していただきたいと関電の方にも申し上げているところで

す。

そういう中で関西電力さんのほうもすぐに今回の事案に対して検証すべくそういう委員会も立ち上げて既に1、2回されていると聞いています。

それで、当然、町としては、停電を早期に復旧してください。それからお客様の対応も関電さんでできるだけお願いしたい。それから、まず最初から自治体との連携をもっと持っていただければ、いろんな町が持っている例えば道路が通行止めやとか、ここでようさん木が倒れているとか、そういう情報も提供全てできるのでもっと自治体との連携を深めてほしいという要望であるとか、先ほど議員御指摘の送電線ですね、そういう迂回とか、そういう迂回ルートの確保であるとか、そういうものもこちらから申し上げていきたいと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君）

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、課長のほうで迂回ルート、バイパスについての確保を関電のほうに言うていきたいということなんですけれども、埋設ですね、やっぱり場所によっては本当に埋設しなければどうしようもないようなところもあるかと思うんですね。その辺のところ、このバイパスも余り長いもののバイパスいうたら切れる可能性がありますから、極力短くてすぐルートというんですか、変えて解消するということについて関電のほうへ申し入れていかんかったらあかんかと思いますが、その辺についてもう一度答弁いただきたいと思います。

それと、さきの1回目の質問で申しましたとおり、高齢者の方にとって冷蔵庫、冷凍庫のものが3日も4日も停電になって悪くなるものもあるんですね。その中で私一番思ったんですけども、そういうものを食べて当たったりしないかと、こういう心配したんですが、そういうふうなことはありませんでしたか。これもお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、電線の埋設という話が出てきたわけですが、実はこの関西電力が今回の中で何が自治体と連携がとれてなかったかと言いますと、本当にいつ電話をしても話し中である。そんな中で住民の方ももちろんのこと、何回電話しても関西電力には通じない、そうした中で実は私もしびれをきらしまして早朝から関西電力の支社長に会いに行きました。そして、支社長が出社してきたときに統括部長、それから支店の部長と3名、4名で話をしました。なぜ自治体と関西電力が連携がとれないかと、もっと情報を的確に流してほしいということを要望しました。

それと、その当時、関西電力の社長が9月7日までを目途に復旧に努めますというふうなことをテレビ放送しました。そしたらそれを見ました住民は期待するわけです。7日までやってくれと、3日だけ辛抱したらええやないかという中で、次に9月7日を目途にということで和歌山地区、大阪地区とか、そういうことを一切言わないんです。復旧をしていきますと、努力しますと、こういうふうな発言がございまして、それを町のほうでも関西電力へ住民の方が電話してもつながらない。そしたらつながらないので町へ電話してくると。そしたら町として情報は何らテレビとかそういうもんしか情報はないというふうな状況の中で、町がまたそれを伝えますよね、住民の方に。そしたら、今度はその日まで関西電力が復旧しなかったら、また現場へ来なかったら、今度は町がうそつきになるんです。そうした何というんか、連携のとれないことがもう本当に1か

ら１０までありました。

そんな中で実はやっと９月１３日に夜です。全戸電気がついたということになったわけですが、ただ、関西電力としてやはり我々が期待した早期にその人を送り込んで、そして早期に復旧をしてほしい、そうした要望については、やはり１０日前後かかったと、こういうふうな状況でございます。

実は昨日も関西電力が来まして、そして、今後、検証委員会というのを関西電力の中で立ち上げていくと。そして、今回のこうしたことをいろいろ抽出して、そしてそれに対する検討策を考えていくというふうなことで昨日来られていました。

しかし、私は申し上げたんです。その検討委員会は検討委員会でいいと。しかし、今この災害でバイパス線とかいろいろ応急的につくっているわけです。この処理を同時に先してくださいよと。そしてからやはり今後、関西電力と自治体が連携のとれたそういう対応をしてくださいということで強く要望しています。

したがいまして、今後は関電のほうもいろいろ検討し、そして進めてくれると思いますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の冷蔵庫の食品に関する食中毒の不安という件につきまして十分把握はできてないかもしれませんが、私どもにはそういう情報は来ておりません。ただ、長く停電されているということでだんだんを使い回しを工夫したりとか、やはり１週間ぐらいになったら全部捨てたというお話は聞いております。

また、高齢者の方で特に御不自由されている方につきましては、緊急ショートステイの段取りとかいろんな対応できる範囲のことはさせていただいたんですけれども、個々の冷蔵庫の状況までは十分把握できてないんですけれども、大きな食中毒には至ってないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 町長からいろいろと答弁いただきましたけれども、何にしてもやっぱり何やかんや言うても関電がこの問題について今後についてどのように対応していくんかと、こういうことがやはり一番大事かというふうに思います。

そういう点で今いろいろと言うていただいたということですが、埋設等についても検討してもらえるように、バイパスももっときめ細やかな、そういうところについて関電のほうへ言うていただくということについてやっていただきたい。

それから、食あたり等の問題についても、これ皆自分たちで判断、若い方ももう3、4日で捨てた方もあればいろいろとあるかというふうに思います。特に高齢者の方については、その問題についても情報を大体どれぐらいでもう捨てなきゃならんとか、若い方が来てくれればいいんですけれども、その辺のところこのことについてもなかなか情報がなかったかと思います。その辺について一度検討してもらいたいと思いますが、あわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、特に高齢者の方が多い、そうした中で、今回、御承知のとおり、谷地区が孤立集落になったと。上からも来られない、下からも来られない、そういう状況になりました。そこで、やはり町といたしましては、御承知のとおり、先ほど総務課長のほうからも答弁しましたが、職員を3班に分けて、そして電柱が倒れている、そして倒木がある。そうした中に非常用の水を持ち、そして非常食を持って職員が3班入りました。そして、各戸をずっと回らせていただいたと。そして、その水の件もありますし、また非常食の件もある。そんな中で一輪車を押しながら各戸を回ってあれさせていただいたんですが、状況調査、そして、お年寄りが身体的なそうしたことがないか1戸1戸回らせていただきました。そして、そんな中で皆さん方、よう来てくれたということで職員を激励してくれたというふうな話も聞いております。

そうした個々に回らせていただいて、高齢者の皆さんの健康状態とか、そうしたものをさせていただくというのが私はまず第一ではないかというふうに考えております。非常にここへ行った職員は、朝9時から行って帰ってきたのは5時です。それも昼飯抜きなんです。というのは一旦入りますと、途中で出ると、また倒れた電柱、またそれに木が乗っかってる。そうしたところを一輪車を提げて行かんなんというふうな状況の中で回らせていただきました。

したがいまして、これからもそうした孤立集落とか、そうしたことをいち早く解消し、そして、高齢者の皆さん方のそうした健康状態等々を考えながら今後とも対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、先ほどもちょっと答弁で抜かっておりましたが、電線の埋設というお話がございました。これは私は国会議員、石田さんも来られました。また先週の土曜日には世耕さんがやはり郷土にどないなってるんやということで来ていただきました。そんな中でこうした山間部については、空中線を張ることによって毎年枝を切っていかなん、そしてまた、こういうときには全て倒れる。そんなん当たり前じゃないですかと。したがって、下をはわすとか、地下をはわすとか、そういう補助金を出すような方法はないんですかということで提言はさせていただいています。

しかしながら、これが非常に価格が投資が物すごい額になってくるということと、それから電線に何か異常があったときに発見しにくいというふうなこともあるというふうなことで今後の課題とするということの御返事しかいただいております。

そんな中で、やはりこうした今後のことを考えますと、例えばの話、トンネルなんか掘りますよね。そうした場合にトンネルを掘った横のほうをずっと住家が並んでいると。そこに向かって電線があります。仮にそれが切れたとしても、トンネルの中に1本通しておけば次の集落へは電気行くんじゃないかという話までさせていただいたんですが、やはり高額になってくるんやということと、それから、今の法でいきますと、都市計画区域であれば地下埋設はできます。これは補助対象になります。しかし、こういう都市計画以外のところは補助対象にならんということもありますので、今後、皆さん方と力を合わせてそうしたことを訴えていきたいなというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

今後につきましては、保健所などからの指導を受けながら、サロンなど地域へ出向いていくときとか、いろんな機会を通じまして食品衛生につきましてもっと強化してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） しつこいようで申しわけないんですけども、今、町長のほうからそういうふうに国会議員に対して要請してくれたということで、それはそれで大事なことだと思うんですが、やっぱり関電がこのような地域、言うたら一般的などところと違うんですね、本当に山の中を通過して行かなきゃならない、そういうところ、うち

の場合があつて台風が来るとやっぱりやられているんですね、木で。これだけ木が手入れができなくなっているということも原因の1つかというふうに思いますけれども、しかし、関電としても、本当に場所によっては埋設、それからバイパス等を考えて停電がないというふうに、やっぱり紀美野町が停電がなくてあそこで事業をやるかというふうに思ってもらえるようにして事業所に来てもらう、あるいは若い人らも安心してあそこやったら住めるよというふうに思ってもら、そんなことがなければならんというふうに思うんです。

実際、遠くから来ている、埼玉やとか、あるいは東京から来ている人が帰ったんですね、子供のことも心配だしということで。帰ってきてくれただけはいいんですけれども、完全によそへ行かれてしまうと大変なことで大きな町でも損失になると思います。

そういう点でやはり関電に対して一度に無理だとしてもやはり少しずつでも改善してもらふような要望を町としてもやっていただきたいと、こういうふうに思うんですよ。それについてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問でございますが、機会を捉まえながら今後とも訴えていきたい、そのように思います。

ただ、この電気事業といいますのは非常に技術的に難しい面もあるということも聞いてございます。私なりに常識的な考えで言っても技術面ではそうはいかんという場合もございますので、機会を捉まえながら、今、議員がおっしゃられたように、この紀美野町も災害に強いまちづくりの一環としてそうしたことも訴えていきたい、そのように思いますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、水道の問題についてお聞きしたいと思います。

1回目の質問で抜けましたけれども、やはりこの給水問題で水道課の皆さん方も大変苦勞されてきたと、これは私も聞いて、また見たりしておりますので、そのことについては感謝したいと思います。

しかし、本当にこの紀美野町にとって広い地域であつて、そういう中でやっぱり多くの皆さん方が水がなくて苦勞されていました。これも1つには停電が大きな影響を及ぼしたというふうに思うんですけれども、それで、先ほど課長が言われたように、区域外

の方においても、または区域外等で自分で水道じゃなくて山水なり取ってる方についても支所などで給水してもらう、あるいは連絡があれば持つていくということで、要するに水道を取ってる人も取ってない人もそういうふうな非常事態になった場合は同じ対応していくと、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） ただいまの御質問にお答えいたします。

役場水道課でありますので、飲料水に困窮しているというその人の事情であれば、それにはその人の事情を配慮していつて給水に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 最後の非核自治体宣言についてお聞きしたいと思います。

総務課長のほうから答弁いただいたんですけれども、モニュメントとかをつけていただくと、ホームページとか広報でもこのことについてを流していただいたということなんですけれども、あと中学校で平和学習ということなんですけれども、どういうふうな内容であるのか。以前、美里のときには広島へ派遣するというふうなこともされておりましたけれども、一定の期間、何年間でしたけれども、そういうふうな事業もやっていました。

先ほど申しましたように、県下の各自治体もそれぞれに平和のそういう意識というものを高揚していくと、こういうことでいろんな取り組みをされているようでありますけれども、紀美野町については、今言われたこと、ほかについては検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃良和議員の御質問にお答えをいたします。

小中学校で行っている平和学習というのは、私も詳しくはわかりませんが、夏休みの登校日に平和に関するビデオ鑑賞とかをしておるというのは聞き伝えて聞いたことがあります。それから、あと社会科の授業で戦争のこととか、国語の授業でも平和に関する教材があると、そういう簡単な部分しか私は承知しておりませんが、自治体宣言をしたからには、小中学生のみならず、やはり広くお年寄りまで全ての方々にこれを浸透していかないといけないということで、機会を捉まえて平和の学習をしていければ

と考えている段階でありますので、また、先ほど議員おっしゃられた他市町の行事ですね、マラソンであるとか講演会であるとか映画会であるとか、そういうものも参考にしながら今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前１０時１８分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前１０時３４分）

○議長（美野勝男君） 続いて、３番、七良裕 光君。

（３番 七良裕 光君 登壇）

○３番（七良裕 光君） まず初めに、先般の台風２１号及び北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。

また、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、水道施設の整備について質問をさせていただきます。

平成２９年１０月の台風２１号や秋雨前線に伴う増水時の断水後における上水道施設及び簡易水道施設の改善状況についてお尋ねします。

２点目は、台風２１号により長期にわたる大規模停電に伴う緊急通報、１１０番、１１９番の対策について。

台風が襲来した９月４日から大規模停電したことにより、停電した地域では９月６日より携帯電話も不通になり、１１０番や１１９番に通報する手段がなく、停電状態の中、住民にとって不安な日々を過ごしてきましたが、町としてどのような対策をされたのかお尋ねします。

以上、２点です。

（３番 七良裕 光君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長 (山本訓永君) 私のほうから七良浴議員 1 つ目の御質問、水道施設の整備状況についてお答えさせていただきます。

昨年の台風 2 1 号襲来時以後の上水道及び簡易水道施設の改善状況でございますが、さきの 1 2 月議会において下佐々浄水場をより高濁度に対応できるような施設に整備していくことと、緊急連絡管の布設について答弁させていただいております。

1 つ目の前処理機につきましては、今年の 2 月より整備の点検に入り、修繕を行い、5 月に試運転の後通常運転に入っております。現在のところ梅雨の豪雨や今回の台風 2 1 号による貴志川の濁度上昇にも正常に稼働して効果を上げております。

2 つ目の緊急連絡管につきましては、上水道と河南水系、美里簡水を連絡する下佐々から福井間の配水管布設工事と上水道と松瀬地区を連絡する吉野から松瀬間の配水管布設工事の 2 つの工事については、9 月末に工事を終える予定となっております。

そのほか上水道及び簡易水道施設のポンプ設備 2 2 施設の点検、また、減圧槽、減圧弁など 3 9 施設の点検、自家発電設備 1 0 施設の点検を行い、状態の悪いものから修繕を進めているところでございます。

また、6 月議会でお認めいただいた濁度対策としての下佐々浄水場のろ過砂の増厚につきましては、作業を終えたところでございます。

以上が水道施設の改善のために取り組んでいる状況でございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、七良浴議員の 2 つ目の御質問にお答えいたします。

今回の広範囲で長期的な停電は、経験したことのないものでありましたので通信分野の対応も後手に回ってしまった感がございます。その中で町として行った対応を幾つか申し上げたいと思います。

まず、6 日には携帯電話、スマートフォンが通じないという情報が入り始めたため、携帯電話会社に復旧を依頼し、通話可能な地域を広げていただくようお願いしました。

また、住民の方から携帯、スマートフォンの充電が停電のため自宅でできないので充電できる場所をつくってほしいとの依頼があり、まず本庁、美里支所、総合福祉センターで、その後、関西電力からの小型発電機を利用して停電中の小川公民館、志賀野公民館、国吉出張所、真国出張所など町内１０カ所で充電できる場所を確保したところであります。

固定電話につきましては、９月７日にＮＴＴ西日本和歌山支店に電話の復旧を依頼し、９日には停電しているＮＴＴ中継局に電源車を接続し電気を供給していましたので、一般家庭でもアナログ回線の契約でＦＡＸや留守番電話機能がない電源不要な電話は通話可能だったと思われます。

診療所の電話につきましては、７日に長谷毛原診療所と真国診療所の一般回線電話を通話可能な電源不要な電話に交換し通話可能といたしました。

災害特設電話につきましては、９日に上神野小学校体育館、長谷毛原中学校体育館、志賀野小学校体育館、真国区民センターに、１０日には小川小学校体育館に設置が完了しました。この特設電話の設置に手間取ってしまったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

災害発生時における通信の確保というのは、非常に重要なものと改めて認識したところであります。今回の大規模な停電対応を検証し、今後はおくれることのないよう詳細なマニュアルを作成し、停電時でも使用できる電話を取りまとめて住民の皆さんに事前に周知など努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 七良浴議員の２点目の御質問に対しまして、１１９番を受信する側であります消防本部として答弁をさせていただきます。

このような大規模停電は初めての経験でございまして、確実な通信確保手段が見当たらないままに、まず携帯電話が使用できる環境に戻すことが最優先と考えまして、携帯電話会社へ停電区域内にある基地局の早期電源確保や移動式基地局の配備を依頼いたしました。

また、８日、９日と停電している区域のパトロールと携帯電話の電波状況調査を実施

いたしましたが、9日には前日と比べて相当電波状況に改善が見られたものの、全く変化が見られなかった谷地区へは、県から衛星携帯電話3基を借用いたしまして配置を行ったところでございます。

以上が119番を受信する立場にある消防部として行った対策でございますが、今回の貴重な体験を無駄にすることなく、非常災害時における住民の方々の不安を少しでも解消できるすがほかにもないか模索しながら、今後、精いっぱい取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 昨年12月議会で私の上水道施設の改善等についてという一般質問に対して、町長の答弁で、今回のこうした事態というのは、今までなかったわけなんで、そんな中でこういう緊急事態が起こった。そこで、私は、水道課のほうへ一遍根本的に見直せということで指示を出しておりますとのことでありましたが、先般の台風21号襲来に伴い、町内の大部分が長期にわたる停電となり、簡易水道施設において給排水業務に支障が生じ断水となりましたが、その原因について、本年9月11日の毎日新聞によりますと、高台の配水池に送水するポンプが停電で動かないためと報道されておりましたが、停電地域全ての簡易水道施設の配水池に送水するポンプが稼働しなかったのか、また、このような長期にわたる大規模停電を想定した根本的な施設の見直しを考えていなかったのかお尋ねします。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） ただいまの御質問にお答えします。

12月の議会以後設備については、先ほども答弁の中で点検を全て行いました。そんな中で今回の長期の停電によって毎日新聞にも載っているという高台の配水池というのは、多分河北浄水場の河北配水池であると思います。

それにつきましては、自家発電設備を既に設けている10施設の点検を行った際に河北の発電機にふぐあいが生じておりまして修繕を行っている最中でした。ですから、台風21号襲来時には自家発電機が稼働しなかったというか、させなかったというか、それ以上稼働させますと完全に壊れてしまうような状況でありましたのでとめておりました。

そういうことも想定しておりましたので、4日の台風襲来時以前、前日には、浄水場とかポンプ設備のある配電盤からケーブルを取り出せるような配電盤に触れる電気業者に依頼をしておりました、それと発電機の手配もしておりました、台風当日にもし停電になったときには、すぐさま来ていただいて、その作業をしてもらって発電機によりポンプとかを動かすという段取りでおったんですけれども、4日12時ごろ台風が通過した時点で瞬間停電が何度か起こった時点で和歌山市の電気業者に連絡をしたんですが、和歌山市のほうも既に暴風雨と豪雨で紀美野町へ行ける状態ではないということで、紀美野町へ来たとしても作業できる状態ではないということで、その日の午後からの作業をすることはできませんでした。実際に業者に入っていていただいて発電機をつなぐ作業をしたのは、翌日の朝からでございます。河北浄水場の取水施設、浄水場中継ポンプ場を再稼働できるようになったのが5日の20時ごろと記憶しております。その間、停電によって浄水場がとまった時間が30時間近くになるかと思います。そこでの私の見通しの甘さが河北浄水場エリアの断水につながったと深く反省しております。その後、夜に配水池に水をためることができましたので、あくる日の6日の朝から長谷や柴目のほうに通水をできるようになったというような状況でございます。

町内全部の中継ポンプ場ですが、大小29施設道路が必要なんですけれども、そこには小さいところには自家発電機というのはもともとついてございません。停電が長期化する中で、全ての中継所に電気業者に依頼して計装盤からケーブルを引き出し発電機をリースして全ての排水機に水を上げるという作業をその間にいたしました。

今後といたしましては、全ての動力を必要とする施設には配電盤からケーブルを取り出すというのは電気業者にしてもらわなきゃいけないので、それは職員ができませんので、今後は切りかえ盤などをその施設に設置して、専門の電気業者じゃなくても職員が発電機を持って行って発電機を配電盤につなぐことができるようにして配水池に水を上げるということを考えていきたいと思っておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 私が毎日新聞の記事を読み上げたのは河南の施設だと思います。これは小川小学校ではというように明記していますので河南のことだと思いますが、今、課長からは河北のほうの説明をしていただきました。しかし、全体的にこの簡易水道のろ過池から配水池へ送水するポンプ、また中継基地でまたポンプアップして隣の集落まで送ると。そういう施設の、今、課長からの話では、自家発電設備という言

葉があったんですが、この自家発電設備を去年の１２月、町長から根本的な見直しをやりという指示を受けて点検作業なり手動で自家発電を始動さすというような行為を実際いつから始めたんですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） それにつきましては、今年に入ってから発電機の点検ができる業者をお願いして稼働するかどうかを確認しております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ３番、七良裕 光君。

○３番（七良裕 光君） それは点検業者というんですか、専門業者でないとできないんですか。前任の課長さん方は職員さんで手動で稼働させたという話は聞かせていただいているんですが、やはり災害時にどうしても大事なライフラインを保っていくためには、そういうことは日常業務の中でやるべきじゃないのかと、このように考えておったんですが、全て業者さんにお任せするという考え方でおられるんですか。また、業者に依頼するんであれば、自家発電設備が稼働しない、エンジンがかからないというような状況であればわからないことはないんですが、日々の点検というのがなおざりになっていたんではないかなと厳しい話になって申しわけないんですが、それだけやはり大事なものであるという認識がちょっと私には伝わってこないんですが、いかがですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 日々の点検という面では、月に１回、職員による点検ということで発電機が稼働するかということはしておるのでございますが、ふぐあいがあるかどうかというのはエンジンがかかるだけではわからないので、その辺を業者に点検を依頼していたということでございます。

今回のことによって日々の点検の重大さを私も再認識した次第でございます。早速もう一度今回動かなかったところの発電機も含めて町内の全ての発電機の点検を専門業者に見ていただくということで手配をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ３番、七良裕 光君。

○３番（七良裕 光君） やはり定期点検というのは、簡易水道の場合であれば、私もこういう電気関係については知識がないので詳しいことわかりませんが、電気量の多い自家発電設備であれば電気工事法に基づく定期点検ということが義務づけられてい

るんじゃないかなと、このように思いますが、そういう簿冊については水道課のほうで保管をされておるんですか。

それと、もう1点、定期点検は町長からの指示があった前は全然やられてなかったのですか、そこらあわせてお尋ねします。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） ただいまの質問でございますが、発電機の大きい施設、下佐々浄水場であったり松ヶ峰の第1水源のポンプ場であったりは、専門のファン業者が毎月見に来ていただいて報告書というのか、点検していただいております。点検の報告書というのですか、そういうのもいただいております。去年の21号の台風以前の点検については、町職員によって発電機が稼働するかどうかというのは毎月しておりました。稼働はするということで認識しておったのですが、業者による総点検の結果、ふぐあいが生じているものもあるということで修繕をかけておった次第でございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） ちょっと今の答弁では理解しにくい部分があるので再度お願いしたいんですが、専門業者が見たところふぐあいなところがあったというのは何カ所の自家発電設備であったのか、また、特定できておると思いますので、その設備、設置場所ですね、特に河南の小川地域の配水池へ上げるポンプ、この自家発電設備は設置されておったのですか、おらなかったのですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 不具合を生じていた発電設備は、河南浄水場の発電設備と河北浄水場の発電設備でございます。

河南につきましては、浄水場には発電設備は設置されているのですが、配水池の間に中継ポンプ場があるんですけれども、それには自家発電設備は設置されておりませんでした。

小川小学校なんですけれども、小川小学校へ水を配る配水池は福井配水池というのですが、そこは断水にはならなかったんで、小川小学校からも連絡をいただいたときには、それはちょっと水位が下がったときのエアがみのふぐあいが出なかったということで、その対処することにより小学校の水道は復旧いたしました。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今、河南浄水場、河北浄水場については、自家発電設備が設置されておったという答弁でありましたが、その自家発電設備は正常に作動はされておったんですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 河南浄水場、河北浄水場の自家発電設備につきましては、設置されてから30年前後たっております。古い設備でありまして、エンジンは大丈夫なんですけれども、その周辺の部品、ラジエーターであったり、そういうのにちょっと不具合が表れているということで修繕を進めていたところでございました。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 同じような質問になるんですが、やはり先ほども話しましたとおり、重要なライフラインであるがゆえにもう少し迅速な形で対応していただきたいなと、このように思いますが、今後、災害に強い町として訴えていきたいという町長の先ほど同僚議員に対する答弁もあったように、災害に強いまちとしてアピールするためには、最低限そういうライフラインについては、大地震によって送水管が破裂したとかというような北海道の地震のように、そういう状況が生まれれば皆さん納得もしてもらえと思いますが、やはりせっかく施設の中にそういう常用電源が途絶えたときの非常電源装置としての自家発電設備を設置しているんですから、それをしてしっかりと点検をして重要な町民に対する命の水を供給できるようにぜひとも日々の維持管理を迅速にやっていただきたいなと思いますが、町長から一言答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員の御指摘のとおり、今回の停電が長期にわたったということもございまして、タンクの中に貯蔵されておる水量、これがもう耐えられなくなったという中で、今おっしゃられたような現象が起こってきたと、こういうことでございます。

おっしゃるとおり、去年は上水道、これが断水をいたしまして非常に苦労した。そしてまた、今回は長時間の停電のために簡易水道がこうした事態を起こしたということで非常に私としては残念に思っておるところでございます。

そんな中で、やはりこの簡易水道に今後、自家発電を装置、これを新たに見直し、そ

して災害に強いそうした対応をしていきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思いますし、また、その予算づけというのは、ひとつ議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 次に、緊急通報のことについてお尋ねをしたいと思います。

災害時に使用できる特に今はどういう名称になっているかわかりませんが、電源の要らない非常電話というものがNTTから貸与されているんでないかなと、このように思うんですが、町には何基保有されておるんですか、また、大規模停電に伴う避難所はいつから何カ所開設されたのか。また、防災無線の使用が難しかったという先ほど来の答弁から察するに緊急時における通報手段等について、広報車をふんだんに活用した広報等をやっていけなかったのか、あわせて総務課長にお尋ねいたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、七良浴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、停電時の119番であるとか110番通報、これは普通公衆電話であるとか、それからアナログの電話、要するに黒電話といったようなものですね、それから携帯電話等は使えるものでありますが、光回線とかADSL回線、そういうものは使用できません。

それで、NTTとうちも特設公衆電話の設置ということで覚書を交わしておりまして、町内11カ所にその線を引いてもらっております。スポーツ公園、野上小学校体育館、野上中学校体育館を初め、小川、志賀野、美里中学校、上神野、毛原、真国、それから風の森という奥佐々のところにもそれを引いておるところでございます。ここには線が来てますので、そこに黒電話の電話を設置すれば通話が可能と。発信だけなんです、そういうものはあります。

したがいまして、先ほど私の1回目の答弁でもさせてもうたんですが、非常に9日になって上神野、長谷毛原、志賀野、真国、それから10日には小川小学校の体育館と、こういうことで大変おくれて申しわけなく思っております。

それで、この設置に関しては、今後、警報が出て、それから避難準備情報を出して、

そして、そのときにはこの今申し上げた11施設、ここには非常用の電話も設置したいと考えておるところであります。しかし、皆さんの広報はまだ行き届いておりませんので、これまた次の広報配布時に避難準備情報が出た場合、この施設にはこういう電話があるということを住民の方にも周知して停電等のときにも対応できるようにしたいと考えておるところであります。

それから、いつから避難所を開設したのかという話でございました。警報が出て明るいうちのちょっと時間的にごめんなさい。これは4日の朝の7時に避難準備情報を出して、このときに全ての避難所、50数カ所だと思いますが、ここに全て開錠して、これは区長さんなりの御協力を得てあげまして、そして避難できる情報、防災無線でも流して避難していただけるような設定にはさせていただきました。

それから、防災無線が非常に使えない状況といいますか、そういう状況に陥りましたので広報はどのようになっていたのかという御質問でございます。

これは広報車3台を確保して町内回らせていただいたんですが、なかなか広報車で回るのは道路が幹線的な部分を中心になってしまってなかなか枝のところへ入っていくというのも難しかったかもしれませんし、広報車ですので非常に聞こえにくい部分もあったかと思います。しかし、防災無線が使えないような状況のときにもうこの広報車という手段しか私の頭にはなかったもので、この広報車で回る以外なかったわけなんです、今後はもっと広報車を増やすといいますか、スピーカーつきのものも含めてそういうものもきっちりと整備をしていきたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今、4日の7時に台風襲来を想定した避難所を開設したということかと思うんですが、その後、この長期にわたる大規模停電中もその避難所は開設したままであったんですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） ずっとあけたわけではございません。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） やはり大規模停電、長期にわたるかどうかという判断は大変難しかったと思います。道路が寸断され、通信手段がないという状況の中で、町内の状況を把握するには大変難しかったのではないかと。それは想像するわけでありま

すけれども、他の近隣の市では、この9月5日から大規模停電に伴う避難所を開設して住民の皆さんの安心を取りつけていたということも地方紙に掲載されていたので、この停電に伴う避難所というのを開設しておったんかどうかということを確認させていただいたんですが、今後やっぱりそういう住民の方が不安になっている状況下にあっては、できるだけ先ほど同僚議員も言ってましたけれども、高齢者の多い地域ですので、そこらも含めしっかりとした避難所で安心をしていただけるようなことを今後は考えていってほしいと思うんですが、最後に町長から答弁願います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員御指摘のとおりであろうかと思いますが、今回の場合は、想定外というふうなことに思います。と申しますのは、関西電力が9月4日の日に社長が記者発表しまして、そのときは9月7日を目途に復旧させていきますと、こういう発言がございまして、我々も住民の方々以上にそれに期待をいたしました。そして、動員を8,000人ということと言われておりましたが、しかしながら、その8,000人はどこへ行ったんかというふうな疑問すら今になればございます。そして、再度9月7日が9日に変更されたというふうなことで、非常に広範囲にわたっての停電であったというのが1つの大きな我々今までにかつてなかったそうした被害状況になったものだと思います。

そんな中で長時間の停電ということがございまして、普通、防災無線であれ、携帯電話であれ、先ほども申し上げておりましたが、72時間のバッテリーがあるということで3日間ぐらいが想定されているわけです。それが今回は10日以上そうした事態に陥ったというようなことでございまして、やはり今までになかったような長期間、これも踏まえた上で今後とも改善できるところはしていきたいし、また、そうした専門業者にも進言していきたい、そのように考えておるところでございます。

長期間の停電に伴いまして、本当に我々は水道から始まり、通信網の不通まで本当に混乱しまして、そして混乱した中で、それじゃ正しい情報がこの町に対して入ってくるのかということもちょっとなかったんですね。

したがいまして、先ほども申し上げました検証委員会でも検討され、そして、我々としては、現場の人間としてやはりできるだけ長時間でも持つようなそうした機種を考えていきたい、また提言していきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで七良浴 光君の一般質問を終わります。

続いて、6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 同僚議員からも類似の一般質問がありましたが、私も通告に従って質問いたします。

まず1点目です。災害に強い町づくりについて。

①として、大型21号台風に見舞われました。決まって聞く言葉は想定外ですが、備えあれば憂いなしとも言います。

昨年の9月議会で表層崩壊について質問いたしました。答弁として「住家のある地域の指定が完了次第ハザードマップを作成する予定にしておりました。しかし、相当年数がかかるということでございますので、現在終了している情報をもとに近いうちに策定を開始したいと考えております」と答えていますが、1年たった今、ハザードマップの進捗状況はどうなっているのか。

2点目です。以前、災害備蓄食料について尋ねたことがあります。一定量の食料備蓄が用意されているとのこと。このような話の中で住民から1つ指摘されたことがあります。災害時は個人の持ち物が収納できる段ボールでできた簡易ベッドが有効だと聞いたことがあります。紀美野町においては、段ボールベッドの備蓄についてどのように考えているのか。

1点目の3です。9月4日の台風で町内至るところで被害状況と復旧のめどについて問い合わせが多くありました。一部地域では電気も電話も防災無線も使えなかったと聞きましたが、このようなときには広報車を使ってでも町が置かれている現状を町民に知らせるべきでないのか。

1点目の4です。台風による長時間の停電で水道水のポンプアップができなくて広範囲にわたり断水となりました。生活に必要なライフラインがとまったことによる御意見をあちこちで聞かせていただきました。これだけ長時間の停電を想定していなかったと言ってしまうかもしれませんが、天災はいつ起こってもそれに対応する準備が自治体には求められます。これからもこのようなことは起こり得ることです。全ての給水所に自家発電設備を常設すべきでないか。

1点目の5です。自然災害により家屋の全壊・半壊等被災した場合、紀美野町では災

害見舞金支給要綱が定められていますが、町民に対する周知はどうなっているのか。

2点目です。災害時の避難場所の受け入れ環境について。

①として、私の住んでいる希望が丘地区は災害時避難場所が勤労者体育館となっていますが、天災は季節を選んでくれません。見たところ夏場の体育館は、夜、換気扇を回していても脱水症状が起こる室温となっています。雨漏りもあるようです。避難場所としての受け入れ環境を改善すべきでないか。

2点目の②台風の接近に伴い早目の避難準備・高齢者等避難開始が叫ばれますが、集落が高齢者だけしかいない場合の避難誘導はどうなっているのか。

3点目です。臨時バスの運行について。

①として、今年も敬老会が行われました。小川地区高齢者の話として、敬老会の送迎バスが小川小学校までしか来ないとのこと、参加したくても歩いていけないので参加できないと言っていました。このようなことは町内他のところでも起こっていると推察するところですが、デイサービスが家の前まで迎えに来てくれるのに敬老会の送迎バスが来てくれない。もう少し柔軟な対応ができないものか。

3点目の2として、以前、参政権としての移動投票所について尋ねたことがあります。職員が減少していく状況にあって移動期日前投票は難しいとの答えでありました。3月議会においてもコミュニティバスを活用したいと答えています。そこで思うのですが、夏祭りは住民を臨時バスにて送迎しています。目的が違うと言えばそれまでですが、さきの選挙時は投票者の47%が期日前投票をすると言っていましたから、この短い期間、臨時バスをふやして交通弱者に対する配慮をしてはどうか。

4点目です。太陽光発電について。

①として、太陽光発電はCO₂の削減として国も奨励していますし、県も太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さいほうが50キロワット以下であれば地元説明会を必要としていません。それでも地元住民から見た場合、50キロワット以下というのも説明会が行われてこそわかるのであって、説明会のない時点ではどのようなものができ上がって、住環境の影響についても聞く機会がない。広い面積に太陽光パネルがどのように並び、出力が何ワットで水路についても何の説明もないでは不安を抱くのは当然だと思うのです。このような場合、住民が不安を抱くことのないように、たとえ民の事案であっても不安解消に向けて役場が業者に指導することはできないものか。

4 点目の②、これから町内では休耕田がふえてますます太陽光パネルの設置が進んでくると予想されるところです。和歌山市では急速に普及する太陽光発電設備等に対し、当該設備の景観に与える影響を最小限に抑え、本市の良好な景観保全に寄与するため、景観に対する取り扱いや運用をわかりやすく示した「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」を策定したとのこと。このようなものを紀美野町でもつくることはできないものか。

5 点目です。有害駆除の補助金について。

①として、町内どこに行っても有害動物に農作物を荒らされるという話が絶えません。猟師の高齢化なども問題ですが、捕獲の意欲が湧くように有害駆除の1頭当たりの補助金を引き上げることはできないものか。

5 点目の②として、役場で檻を貸し出していますが、絶対数が足りないとのこと。仕方がないので個人的に買っていると言っていました、このような場合、購入に補助金を出してはどうか。

6 点目です。交通弱者対策について。

誰でも高齢者になる。車の運転も難しくなります。高齢者になれば運転免許証の返納も周りも勧めますが、現実問題として、田舎暮らしでは買い物も病院へ行くにしても非常に不便となります。要介護になればシニアカー、電動カート借りるのも安く借りることができますが、健常者の場合は月額2万円ほどかかると聞きました。年金暮らしではとても払える額ではありません。健常者から突然要介護になるわけではありません。健常者と要介護の中間層の人たちがいるはずです。交通の便利のよい都会では必要のないことですが、健常者と要介護の中間層の人たちのために、役場が購入して、シニアカー、電動カートの貸し出しを安く行うことはできないものか。

7 点目です。トレーニングルームのさらなる充実について。

福祉センター2階にトレーニングルームが設置されています。民間保険会社では、ジムで運動をすると保険料が下がるといった保険が提供されています。運動することによって健康になり保険金の支払いが少なくなるからですが、言いかえれば国民健康保険の利用減にもつながってきます。福祉センター2階の利用者数は夏休みなど学生がふえて手狭になってきていると言います。もう少しスペースを広げて器具の増設をすることはできないものか。

8 点目です。全国学力テストについて。

NHKでは、今年の全国学力テストの結果が和歌山県では小学校の国語と算数の合計の結果が過去最高となりましたと報じていました。この質問については、28年12月議会でも聞かせていただきましたが、当時は本町小学6年生の調査では、全調査において県平均、全国平均とも下回り、特に小学校での学力向上が課題であると考えられますと答えています。

今年7月30日、福祉センターにおいて、学校を核とした地方創生と銘打って講演が行われました。そのときの意見として、学力向上が学校に対し求められていると思いました。9月の回覧板には、平均回答率は国語A、国語Bがともに全国、県平均より5ポイント程度、算数A8ポイント程度、算数Bが6ポイント下回っているとも書かれていました。県内の学力が全国内で上がっているというのに紀美野町では下がっているという、紀美野町の小中学校は県内でどのような位置にあるのか、改善策はどのように考えているのか。

9点目です。危険な暑さについて。

体育館で終業式ができない、休み時間の運動場での外遊び禁止、プールで熱中症など異常気象が続いていますが、地球の温暖化が論じられている現在、昔の常識は通用しない気がします。学校体育館にもエアコンが必要でないか。

10点目です。行政サービスの公平について。

旧野上地区はごみ収集が祝日であっても平日と同じように回収してくれますが、旧美里地区は回収が行われていません。ある人に指摘を受けました。確かに回収日の予定表を見せていただいても祝日が除かれています。同じ町民としてこれはよくないのではないか。

11点目です。国民健康保険について。

報道によると、厚生労働省は、在留資格のない外国人が不正に国民健康保険に加入していないか調査する方針を固めた。今年1月以降に不正が疑われた事例や全国の市町村と地方入国管理局が連携して不正を防いだ事例などを把握、今秋を目途に調査結果をまとめ、国保の適正運営につなげるとのこと。紀美野町のような田舎では余り心配も要らないと思いますが、国民健康保険証は自治体が発行するものです。発行窓口でのチェックが重要と思われます。防犯対策はどのように行っているのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 1 1 時 3 3 分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 0 時 5 8 分）

○議長（美野勝男君） それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。
総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、私から西口議員御質問 6 個になると思うんですが、順番に回答させていただきます。

まず、西口議員 1 つ目の①について回答させていただきます。

土砂災害ハザードマップにつきましては、今年度当初予算に計上しており、和歌山防災力パワーアップ補助金を活用して作成させていただいております。

現在の進捗状況といたしましては、7 月 2 7 日に和歌山県より補助金の内示をいただきまして既に業務委託契約をさせていただいております。完成につきましては、平成 3 1 年 2 月末を予定しておりまして、完成その後、各家庭に配布させていただきます。

続いて、1 番目の 2 の段ボールベッドについてお答えします。

先ほどの御質問と同じく今年度当初予算に計上しておりまして、これも和歌山防災力パワーアップ補助金を活用して 8 月 2 2 日に購入が完了しております。

ただし、今回、購入させていただきました段ボールベッドにつきましては、折り畳み式のパイプ椅子を利用するタイプのものを 5 0 セット購入してございます。

議員御提案の持ち物が収納できる段ボールベッドにつきましては、次の段ボールベッドの購入の際に検討してまいりたいと思います。

③の広報車による広報につきましてはの御質問にお答えをします。

町民の方にお知らせする手段としては、防災行政無線に大きく頼っているのが現状ですが、今回の長期停電中におきましては、防災行政無線の使用を停止または制限しなければなりません。このような事態には、議員御指摘のとおり、広報車を使用して地域を回るのが一番有効だと思いますので、広報車のさらなる確保に努めてまいりたい

と考えてございます。

西口議員 2 番目の①の質問について回答させていただきます。

現在、紀美野町では 48 施設を避難所に指定しており、集会所などではエアコンなどが設置されていますが、体育館等の多くの方が避難できる施設には冷暖房設備はありません。

これらの施設に冷暖房設備を設置する場合、イニシャル、そしてランニングともに財政負担が大きいのしかかります。このことから設置されていない箇所につきましては、例えばスポットクーラーを活用するなど状況に応じて対応させていただきたいと考えております。

また、雨漏り等につきましても、管理部署において随時修繕をしてまいりたいと考えておるところでございます。

2 番目の②の質問について回答させていただきます。

避難準備情報、高齢者等避難開始を発表した際、町職員が高齢者の方を避難誘導するということは困難でございます。

そのことから避難支援の対策には共助が重要であるとして、保健福祉課において要支援者台帳及び個別計画が策定され、避難に時間のかかる方に対して避難支援の方針が決められています。

なお、この台帳につきましては、民生委員、警察、消防本部、社会福祉協議会、そして受領していただける自主防災組織の皆様方にお渡ししていただいておりますので、避難の際にはその方の御協力をいただきながら避難していただくことになってございます。

3 番目の②の臨時バスの運行についての御質問にお答えをします。

議員おっしゃるとおり、期日前投票による投票を済ませる方が増加している中において、期日前投票に係る交通弱者への移動手段の配慮は重要なことであることと考えておりますし、議員が御提案されていますように、期日前投票期間中、投票所までを行き来するためだけの送迎用の臨時バスを走らせることは配慮の 1 つであると認識しています。

しかしながら、全町域ともなると範囲も広大なものになりますし、夏祭りの送迎バスのように会場から臨時駐車場まで限られた地点だけを運行するというものではなく、実際に利用されるものとするためには、居住されている家の近くから期日前投票所の間を運行する必要がありますので、幾つもの山合い、谷合いに分かれて小さな集落が点在す

る当町にあっては、運行ルートを選定には精査を要します。また、地域を限定して運行するにも送迎を要するところと要しないところの線引きは大変難しいものであろうかと思われます。

県内の導入事例を見ましても、投票所への無料送迎を実施している自治体においては、投票区の統廃合により投票所から遠くなってしまった方々を対象に代替措置として投票日当日の無料送迎を行っているところが多く、対象につきましても廃止となった投票区の地域の方のみに限定されている場合が多いようでございます。

町といたしましては、さきに申し上げましたとおり、交通弱者への移動手段の配慮は重要なことと捉えているところではありますが、現時点では町内21カ所に可能な限りきめ細かく設置した投票所を維持することで投票機会の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長（山本訓永君） 私のほうから西口議員御質問の1番目の災害に強いまちづくりについての4つ目の御質問にお答えさせていただきます。

全ての給水所に自家発電機を常設すべきでないかということでございますが、水道水を供給するために必要な施設である取水場、浄水場、中継ポンプ場は、停電に陥ったときには自家発電機によりそれらの施設を動かすことになります。

上水道、簡易水道のうち主な取水場、浄水場、中継ポンプ場には自家発電を備えておりますが、未設置の箇所もあります。どの施設も建屋内に自家発電機を設置する広さはなく、敷地の確保と建屋を増設する必要がありますので、全ての施設に自家発電機を常設するのは困難と考えております。

また、給水人口の少ない地域では断水にならない程度の水を配水池にためておりますので、必要なときだけ可搬式発電機を持っていき配水池を満たすことで断水を回避できると考えています。

今後の対応としては、水の需要が多い施設については、常設の発電機設置を整備してまいります。

また、水需要の少ない地域では、可搬式発電機を設置できるように施設の整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私のほうからは、西口議員御質問の1番目の災害に強い町づくりについての⑤及び3番目の臨時バスの運行についての①、6番目の交通弱者対策について及び7番目のトレーニングルームのさらなる充実についての4点についてお答えいたします。

1番目の災害に強い町づくりについての⑤につきましては、本町では災害見舞金支給要綱により自然災害や火災等により被災した世帯に対して災害見舞金の支給をしております。

住家が全壊、全焼、半壊、半焼の場合は、1世帯当たり10万円、床上浸水等の場合、1世帯当たり5万円の見舞金を支給しております。

被災した家屋等被害状況につきましては、総務課が集約し、その情報をもとに保健福祉課が被害状況の調査を行った上で見舞金を支給しております。

議員御指摘の制度の住民に対する周知はどうなっているのかにつきましては、現状ではホームページでの掲載のみですが、被災した方に対しては個別に支援制度の御説明をさせていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3番目の臨時バスの運行についての①の敬老会の送迎につきまして、文化センターと中央公民館の2カ所、2日間の開催で今年は約790名の方が出席されました。

議員御指摘の参加したくても歩いて行けず参加できていない方もいるので、送迎についてもっと柔軟に対応ができないかについてでございますが、現在、美里区域では5台、野上区域では4台のマイクロバスの運行により送迎をしております。

今年の敬老会では、敬老会に関するアンケートを実施し、95名の方がアンケートに答えてくれました。その中で1件、送迎バスを全域に広げてほしいとの御意見をいただいております。

主要道路以外の地域や会場周辺地域については、予算の関係もあり、現在送迎バスの運行については行っておらず、参加者の方同士の乗り合わせや御家族や地域の方々の御協力を得て送迎していただいている現状です。

今後、送迎区域や送迎方法等の充実につきましては、十分に検討を行っていきたいと

考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、6番目の交通弱者対策につきましては、議員御指摘のとおり、シニアカーの貸与は月2万円程度です。さまざまな制約はありますが、介護保険の福祉用具貸与のサービスを利用できる方の場合、所得に応じて1割から3割の負担で 사용할 ことができます。

さて、シニアカーは歩行者扱いで歩道を通行します。簡易な操作になっているとはいえ、道路横断時などその場その場の道路状況を判断し運転しなければなりません。

介護保険の福祉用具貸与事業者は、専門職の継続的な訪問により、製品のメンテナンスとともに、心身状態の変化を把握しながら、安全性についての判断も定期的に行っておりますので、町が独自にシニアカーを購入し、貸与して福祉用具貸与事業所と同様の継続的な支援は現状では困難と考えております。

また、シニアカーは1回の充電による連続走行距離は約30キロ程度で、移動可能な範囲も限られており、交通問題への対策としては難しいのではないかと考えております。

平成30年8月より県下全域において和歌山県警と各地域包括支援センターが連携し、免許自主返納者のうち生活に関する相談を希望された方につきましては、和歌山県警より地域包括支援センターに連絡が入ることとなり、介護保険サービスを含め必要に応じた支援がスムーズにできる体制となっております。

とはいえ、交通問題は紀美野町において大きな課題です。警察庁のアンケートにおいて、「（人口規模が2万人未満の町村の場合の）自主返納者が役に立つと思う支援の内容」として最も多かったものが、「交通手段に関する支援の充実」となっています。

交通弱者の方に対し町としてどのように支援していくのか関係機関と検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、7番目のトレーニングルームのさらなる充実につきましては、議員御指摘のとおり、適切な運動習慣が健康によい効果をもたらすことから、本町におきましては国道370号の歩道を使った健康ロードの整備や健康づくりイベント、40歳から65歳の健康づくり教室など、運動習慣につながるような事業を積極的に進めているところで す。その効果もあり、昨年度と比較して利用者は増加傾向にあります。

さて、トレーニングルームの充実につきましては、現在、運動機器を新しく入れかえる等整備に努めていますが、場所の拡大につきましては、常に手狭な状況ではなく現状

のままを考えています。

なお、時間帯により利用状況もさまざまですので、今後は時間帯ごとの利用状況等をトレーニングルーム前に掲示するとともに、常時手狭な状況になった場合は、利用時間の拡大等を検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 私のほうからは、4番、太陽光発電について、そして、10番、行政サービスの公平について、11番、国民健康保険について御説明させていただきます。

それでは、西口議員の4番目の太陽光発電についての御質問①についてお答えいたします。

町といたしましても、遊休農地の有効活用とクリーンエネルギーの導入促進を推奨しているところでございます。議員御指摘のとおり、50kw以下であれば届け出義務がないことから設置者等の把握まではできてございません。設置者及び施工業者が施設を計画する段階において隣接する住民及び地主に説明するなどの配慮が要ると判断してございます。

以上、簡単でございますが、西口議員の4番目の太陽光発電についての質問①の答弁とさせていただきます。

続きまして、4番目の太陽光発電についての御質問②についてお答えいたします。

和歌山市の太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドラインにつきましては、平成28年9月1日の届け出が運用開始されたものでございます。このガイドラインの対象も景観法に基づく届け出が必要な行為で、高さ13メートル超え、または築造面積1,000平方メートル超えが対象となっております。

そうしたことから、県は環境影響評価条例や森林法の適用を受けない各法を含み和歌山県太陽光発電事業の実施に係る条例を本年3月23日施行し、市町村は全てがこの条例に沿った取り扱いとなることから、改めて町としてガイドラインを作成する予定はございません。

なお、県ホームページにこの条例について「和歌山県からのお知らせ・事業者の皆様へ」として掲載されていますので周知もできているものと解してございます。

以上、簡単ですが、西口議員の４番目の太陽光発電についての御質問②の答弁とさせていただきます。

続きまして、行政サービスの公平についてということでお答えいたします。

議員御指摘のとおり、旧野上地域は祝祭日に関係なく収集を行っており、旧美里地域は祝祭日の収集は行ってございません。

これにつきましては、市町村合併前からの旧町におけるごみ収集形態の流れがあるため、そういったものでございます。旧野上地域は、ごみ収集事業を委託で行い、旧美里地域は直営で行っています。これにより旧野上地域の委託収集は、ごみ種別の収集パターンをできるだけ変更しないようにごみ種別を曜日指定で収集するという意味でございまして、委託してございます。

それに対して委託業者は対応してくださっております。旧美里地域においては、町が臨時職員３名を雇用し直営で収集業務を行っています。また、旧美里地域は非常に広く、このエリアを３名の臨時職員で対応し運営している現状であります。

このように旧町のそれぞれの収集形態の流れがあり、住民の皆様には御理解いただき、御協力をいただいているところでございます。

以上、簡単ですが、行政サービスの公平についての答弁とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険について説明させていただきます。

保険者としたしましても、資格手続には、合法的に日本に３カ月以上在留する外国人住民であれば日本人と同じように国民健康保険に加入することができます。転入時に在留カード等により在留資格を受付にて確認します。住民移動届の確認と国民健康保険加入届に住所、世帯主、世帯主との続柄等の記入をしていただくことにより国保発行窓口でのチェックを行えています。今後も資格取得の国保加入者全ての方に周知徹底し、医療費適正化に努めてまいります。

以上、簡単ですが、西口議員の国民健康保険についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは西口議員御質問の５番目の有害駆除の補助金についての①と②についてお答えさせていただきます。

イノシシやニホンジカ等の野生鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理及び狩猟の適正化に関

する法律」により、基本的には野生鳥獣は捕獲することが禁止され、また保護されるものであるということが定められております。

このような中で特に農林水産業の被害防止対策に重点を置き、県知事が定める鳥獣保護管理事業計画により、国及び県と連携して鳥獣保護管理事業を実施しているのが有害捕獲事業であり、これはふえすぎた野生鳥獣が農林水産業等に被害を与える場合、もしくはその恐れがある場合に環境大臣、県知事、市町村長の許可を得て固体数の調整を行うものです。

当町におきましては、鳥獣被害防止対策事業や農作物鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、猟友会の協力を得て捕獲固体1頭に対しまして、銃器で捕獲した場合、1頭当たり1万5,000円、わなで捕獲した場合、1頭当たり6,000円の補助金により被害防止のための対策を講じておるところでございます。

議員御質問の捕獲意欲が湧くように有害捕獲に係る1頭当たりの補助金を引き上げることはできないかとのことですが、事業の実施については、猟友会との協議や近隣市町との均衡の上で行っており、町といたしましては、十分な捕獲実績の中で現時点では適当なものと考えております。今後も近隣市町村との関係を密にし、猟友会との協議や協力を仰ぎながら、引き続き対策を講じてまいりたいと存じます。

以上、有害駆除の補助金についての①についての答弁とさせていただきます。

続きまして、有害駆除の補助金についての②の檻の貸し出しについてお答えさせていただきます。

現在、役場で檻の貸し出しを行っておりますのがアライグマの捕獲用の檻で、捕獲対象となるアライグマは特定外来生物に指定され、外来生物法により駆除の対象となっております。

この檻につきましては、現在、役場本庁で6基、美里支所で5基、合計11基の檻がございます。申請者の方から農作物の被害届を提出いただいた上でより多くの方に利用いただけるよう1週間を目安に貸し出しを行っており、当町におきましては、「紀美野町防除実施計画」により被害の低減に努めているところでございます。

また、近年、猟友会から固体増加の情報を踏まえ、平成30年度からは外来生物法による防除と有害捕獲により実施しており、今年度、9月1日時点では69頭を捕獲してございます。

議員御質問の檻の絶対数が足りなくて自身で購入した檻に補助金を出してはどうかと

のことで、鳥獣に係る知識のある狩猟免許取得者以外の者が檻を設置することは、場合によっては在来種の乱獲を助長することになりかねず、鳥獣保護法上からも現在行っている事業を引き続き実施して、アライグマ被害の低減を図ってまいりたいと存じます。

以上、有害駆除の補助金についての②の答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 私のほうからは、西口議員の全国学力テスト、危険な暑さについてお答えさせていただきます。

まず、西口議員の全国学力テストについてお答えします。

議員御質問の全国学力学習状況調査における紀美野町の小中学校の状況ですが、議員御指摘のとおり、町内小学校の調査結果は全国平均及び県平均を下回っている状況です。これにつきましては、各小学校とも結果を真摯に受けとめ、結果の分析を行うとともに、課題のある学習領域については、それに対応した取り組みをこの2学期より行っております。

教育委員会としまして、町内の結果状況を9月初めに町校長会において学校長に説明し、小学校での授業改善及び児童への学力保障が必要である旨を伝え取り組んでいくよう指導したところです。

また、さきの議会でも回答させていただきましたように、町内各校ではさまざまな方法で指導力アップに取り組んでいます。教育委員会としまして、指導主事が校内の授業研究会に参加し、よりよい授業への指導助言を行っています。

町内各校の先生方は、日々授業改善に取り組んでいるところです。授業での子供たちの様子は生き生きとし、とても楽しそうです。もちろん楽しいだけでは学力が伴わなければ深い学びとは言えません。子供たちの学力を向上させるためのポイントを抑えた指導が実現するよう教育委員会としまして引き続き尽力してまいりたいと考えております。どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、危険な暑さについてお答えさせていただきます。

現在、紀美野町では、町内の小中学校においては、使用頻度が高い普通教室への空調設置を優先的に進めているところです。

体育館の空調設置につきましては、普通教室以上に空調設置費、維持管理費、設置に伴う断熱改良費等多額の費用が見込まれます。

また、平成29年度の全国の公立小中学校体育館の空調設置率が1.2%となっており、どの自治体もほとんど設置が進んでいない状況となっております。

議員御指摘の児童生徒の熱中症等のリスクは、近年の異常気象によって特に大きくなっていることは十分認識しているところです。現時点では、教育委員会と各学校とが連携調整し、体育館の使用時間や授業場所の変更等臨機応変に対応しているところです。

議員御質問の学校体育館へのエアコンの設置につきましては、今のところ必要ないものと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず、1点目の②、段ボールベッド50セット用意しているという、だけど実際問題として、この50セットで足りてるのかという部分と、それとさきの台風時でも小川公民館へ避難した人たちの食事、このときに備蓄食料じゃなくて家から弁当持ってきたと、こういうふうな話でした。ということは食事でこの調子やったらベッドについても使用基準って何かあるのかなと、こういうふうに思うので、実際に雨風吹いているときに運ぶなんてことできないし、そうしたらどういう形で使ってもらえるのかなって、こういうふうにちょっと疑問に思ったので尋ねたいと思います。

それと、1点目の3、私とこへも広報車で知らせられんのかと、こういうふうな話がありました。2件あったんですけれども、確かに倒木なんかで道路事情が悪くて広報車回せやんということももちろんあるかと思うんです。だけど実際に電気もない、防災無線も聞こえないという中で皆が不安に思う。そういうふうに思ったときに、町の現状というのを何か知る方法がなかったら非常に不安が倍加する。そういうふうに考えたときに確かに希望が丘は停電も何もなかったんで広報車もなかったんかもわからんけれども、先ほど同僚議員の答弁の中にも広報車回したという話があったけれども、実際問題として私とこへ電話かかってくるということについては、主要道路だけ回ったんかもわからんけれども、そういう声があるということ自体やっぱりちゃんとした通知がされていないんじゃないかな、こういうふうに思うので、今後こういうふうなことがたびたびあったら困るんやけれども、今回のようなそういうふうな教訓にして、もう少し広報車で、確かに災害時で忙しかったと思うんです。だからそういうふうに回している時間もなか

ったんかもわからねんけれども、ただその点についての再度の考えを求めたいと思います。

1点目の④の中で、断水にならないように水をためているというような話をさっきされましたけれども、現実問題として断水になってるということを考えたら、水がなかったら本当に今の生活の中でトイレも行けない、それこそ食べるものも何ともならないという中で緊急性ということを考えれば、やっぱり水ということについては、ライフラインの根本やしな、1日ぐらいいは風呂入らんでも構わへんかもわからんけれども、食べることすらできやん、トイレも行きやんという、こういうふうに分けたら、もう少しやっぱりもちろん設置すると大変な金額がかかる、常設することについてはね。だけど金にえられんのではないかなって、こういうふうに分けるので、まず1点目の再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細谷君。

○総務課長（細谷康則） 西口議員の質問にお答えをします。

これは1番目の②の段ボールベッドの件でございます。

まず、足りているのかという御質問であります、50セットということで1施設1つずつは避難所へは置けるということでございます。

今回全ての避難所には当然置いてないんですが、小川公民館で台風20号のときに設置して、そして使っていただいた経緯がございます。これはパイプ椅子を使って、その上にベッドを乗せて使うものでありましたが、めちゃくちゃ使い勝手というか、気持ちのいいものというのではないので、今回の21号のときに避難された方は使われてはないと私は伺っているところです。もっと使い勝手のいい、そして気持ちのいいものであればそうではなかったのかもしれませんが、これは今後の課題にしたいと考えています。

それから、3番目の広報車のことでございます。

確かに今回はいろんな面で混乱もしておりまして、広範囲でございましたのできめ細やかな広報というのは当然できていなかったと思います。大変御迷惑をおかけしたことを思います。

これを機会に、この教訓をもとに町といたしましては、町の情報も的確に伝えられるように今後は努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 西口議員の再質問にお答えします。

全ての施設に自家発電機を常設するのは困難と考えておるのでございますが、今後の対応といたしましては、動力が必要な施設には自家発電機が既に設置されている施設においてもそうでない施設においても外部電源がとれるように施設の改良を行っていきたいと考えております。

これによって自家発電機が既に設置されている施設においては、常設発電機と可搬式発電機の交互運転が可能になりますのでより長時間の停電に対応できるものと考えます。

また、自家発電機がない施設におきましてももちろんですが、可搬式発電機をいつでも使えるように改良していきたいと思っておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 1点目の④、可搬式発電機で対応できる。できたらそれにこしたことはないんやで、現実問題としてそういうことが災害時に可能かなって、こういうふうに思ってしまうんやけれども、その点大丈夫ですか。1回その点だけちょっと確認しときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） 質問にお答えいたします。

今回の台風21号の対応におきましても、停電が長時間にわたりましたので結局は全ての中継所に外部電源を取りつけて可搬式発電機をトラックで運んできて配水池へ水を押し上げるということで対応いたしましたので、今回もできておりますのでそれで対応できると考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 2点目の①の中で、体育館にいざというときはスポットクーラーを配置する。実際問題として、この間もテレビでやってたけれども、どっかの病院でエアコンが壊れて入院患者が死亡したとかという、だけどころいうふうな二次災害が起こる率が高い。現実問題として、災害のときにスポットクーラーなんて最初から据えてるわけじゃないし、そんなんが本当に対応できるのか。ここで言うのは簡単やで、だけど現実問題として、ああいうふうな広い体育館に実際にそんなスポットクーラー1つや2つ置いて事が足りるんかって、それこそ避難したら二次災害にならんとも限らん

ような状況というのは好ましくない。だから、やっぱり普通に考えたら、避難できるときに、もちろん今、現実には誰も持ってきてないわけやしな、そうしてさあ避難したよ、それこそスポットクーラー持ってきてくれよと言うたところで持ってこれるわけじゃなしに、そんなことが可能かいなと、ほんまにここだけの話はね、そのとき持って行ったらええわよって、こういうことになるか知らんけれども、現実問題としては非常に難しいと思う。

あそこの体育館、私もちょっと中、夜に行かせてもらって、その状態で熱中症になるぐらいの暑さやしな、だけど町内、当然ほかの地区でもそういうことがあろうかと思うんです。夏場そういうふうになったら、きっとそんなことスポットクーラーなんて持って行けるわけがない。だから、そんなん考えたらやっぱり必要なんじゃないかなと、こういうふうにする。二次災害になつては困る。避難したところで何かあったら大変なことになるし、だから、そういうふうな考えのもとで再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 西口議員の質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、実際災害のときにスポットクーラーが調達できるかと言うと、そういうことは大変難しいことだと思います。ただ、体育館に冷暖房施設を常設することは、実際現実的ではなかなか可能なことではないので、その辺は御理解をいただくと同時に、たまたま施設が冷暖房がきかないようなものであれば、近くの冷房のきいた施設を利用させていただくとか、そういうこちらとしては、その方をそちらに移すというようなことも含めて状況に応じてやはり柔軟な対応は必要かと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の話だと避難場所に、確かに希望が丘を例にとると常設は難しいと。それは難しいのであれば、最初からそういうところが避難場所として適さないという前提で避難場所を設定すべきでしょう。それでないとあそこへ避難して、最初からクーラーのあるところをこっちへ避難してくださいよと、こういうふうな指導があつてしかるべきなんかなと思うんやけど、そういうわけにいかんのかね。だけど確かにあそこで一晩無理やと思うんよ、現実問題として。だから、そういうふうにもしどこか冷房のきいたところを最初からもう避難場所っていうことは可能にならんのか、ちょっとその辺だけ尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 今、希望が丘の体育館を例に挙げていただきましたけれども、何か災害が起こったとき、まず一時的に大きな施設に皆さん入っていただく、緊急的な避難場所として設定をしております。そして、その中から高齢者の方であるとか、体の不自由な方とか、それから病気がちな方は、また違う施設に順次移動いただくような配慮をしていきたいと思っておりますので、とりあえず一番近くの避難所にまず集まっていただいて、その後また快適とは言えませんが、できるだけいい環境のところに移動していただくというような動きをとっていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 3点目ですが、敬老会の送迎バス、これ実際問題としても敬老会という前提やし、誰でも足腰が弱いという前提の中で開かれる催しやし、この3点目の①としてね。本来はそういうふうな前提であるということから考えると、この例にとると、小川小学校まであの坂を下ってそこまでバス来てくれる。それはわかるねんけれども、デイサービスなんかは家の前まで来てくれる。だけど敬老会のバスは小学校の前集合になっていますよって、こういうふうな形で、ほかの会とか催しならわからんことないんやけれども、敬老会という趣旨から考えたら、それは非常に難しいんじゃないかなって、こういうふう思うので、そういうふうな高齢者な立場に立った開催ということを考えることができやんのかなと、このように思います。

それと、3点目の②の中で、現時点では臨時バス、こういうことは難しいって、それはわからんことはないんやけれども、参政権というのは、本来、議会制民主主義の根幹の問題やし、普通に考えたときに、役場というのは健常者、もちろんそうだけじゃなくて交通弱者に対しても投票という形で参加しやすい方法、こういうことがあればいいのになと思うわけよ。

確かに21カ所のそういうふうに投票所を設けてくれておる。だけどその投票所にも現実問題としては非常に難しい。町内至るところ、それこそ山の上からバスの停留所までも行くのは非常に難しいという、こんなん考えたら参政権、こういうふうに交通弱者に対しての投票する権利、これを行政としても何とか手助けする方法というのを考えていくべきじゃないかなと、こういうふう思うんですけども、この点についての考えを再度求めます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ） 西口議員の御質問にお答えいたします。

1点目でございます。議員御指摘のとおり、敬老会ということで75歳以上の方を対象としているということでやはり交通のほうをもっと配慮すべきではないかということは、本当に私どもも考えているところです。

先ほどデイサービスは家の前まで来てということと比較されているんですけれども、デイサービスのようなことまではようせんかもわからないんですけれども、いずれにいたしましても多くの方に参加いただきますように交通については十分関係機関等と検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の御質問にお答えします。

西口議員御指摘のことはよくわかるんですが、やはり行政としましても限界という部分、あるいは線引きという部分というのは非常に大事かと思うんです。ですから、今の時点でおっしゃることはよくわかるんですが、コミュニティバスを使って期日前投票に来てくださっている方もいらっしゃいますし、あるいはまた介護の車で来られている方もいらっしゃいます。皆さんいろんなことを努力して投票に来てくれることは非常にありがたいんです。それをこちらが全て町内くまなくお膳立てをするということは当然限界もありますので、今の時点ではやはり町内21カ所、細かく設置した投票所、これを御利用いただくことを大前提としていきたいと思っておりますので、期日前投票については臨時バス等を走らせるということは現時点では考えてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 3点目の②の中で、全町を対象にするのは非常に難しいと。

もちろんそれも理解しているんですよ。だけど例えば今日は毛原からどこまでの区間をバスで迎えに行きます。次は円明寺を迎えに行きますとか、そういうふうな配慮というのは不可能なんかなと思うんですけども、そんなんできたらいいのになと思うわけやで、ただ、できるかどうか全町全部に5日間走らすというんじゃなくて、ここの地区の人はこの日に、ここの地区の人はこの日と、こういうふうなことの配慮はできやんもんなんかなと思うんですけども、その辺どうでしょう。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

議員おっしゃられることもわかるんですが、これ当町におきましては、期日前投票においてはコミュニティバスもございます。したがいまして、それらを利用して投票所へ行っていただく、また、投票日にはできるだけ投票のしやすいような箇所に投票所を設けておるとというのが一番ベターではないかと思います。

したがいまして、議員おっしゃられるように、そのことに対して臨時バスを出したり、どこのどこの地区へいつ幾日行くと、これもまた1つの一考であろうかとは思いますが、非常に難しい。完全にそれをできるかという疑問もございますので、ひとつこれにつきましては期日前投票、ある程度の期間がございます。その期間内にコミュニティバスを利用していただきながら期日前投票をしていただくというふうなことでひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 4点目、50kw未満だったら太陽光発電の住民に対する説明が開かないという、ただ、住民側から見たときにどういうもんができるかは実際にはわからないわけです。そんなん考えたときにやっぱりある程度の不安を持つ、住民の不安解消というのもこれもやっぱり行政の1つかなと、仕事の一部やろうと、こういうふうにするので、その点についてのもう少し認識が。

それと、農業委員会の中で農地法第5条申請に関する確認事項として、農地に太陽光発電の計画がある場合は、主なものの中に農業委員会への工事予算書、見積書とか、周辺農地への支障はないかとして、隣接農地所有者の同意書と、それで水利権者の承諾書、もしくは区長の承諾書というのが必要になっているんですけれども、業者から出てきた書類に目を通すこと以外に一般住民から考えたら、農業委員会しかそういう接点がないのかな、こういうふうにするので、その点のあれを確認したいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 私から農地を利用した太陽光発電について、今、西口議員の御質問についてお答えさせていただきます。

現在、農業従事者の高齢化、担い手の不足、鳥獣害などにより耕作放棄地の遊休農地が増加しつつあるのは紛れもない事実でございまして、その対策として、いろいろ町としても対策を講じているわけでございますが、太陽光発電のうち農地を農地以外の地目

に転用して設備を設置するものに関しては、農業振興地域に該当する場合であれば、この除外手続を行った後、農地法の第4条または第5条に基づき農地から農地外の地目への転用を行うことになります。

農業振興地域の除外や農地転用に関しましては、県や町の担当者、農業委員会の事務局、農業委員会等が現地確認をした上で周辺農地への影響を判断しまして、隣接農地所有者の同意を得た上で手続を行ってございます。

また、太陽光パネルの反射光等々の影響が懸念されるために、先ほど西口議員が申されたように、事業者から隣接農地、所有者及び隣接住民に十分説明を行い、同意を得るように指導を農業委員会としては行ってございます。その申請の添付書類として、当該地に隣接する農地の所有者に対して同意の印鑑を押印していただいたものを提出するように求めているところです。

また、それとは別に、近年、全国的にいろいろな問題、そういった太陽光の問題が起こっておりますことを鑑みて、国や県のガイドラインに沿って近隣住民に十分説明を行い、同意を得るように指導を行っており、その証明といたしまして、近隣住民との同意状況も含めた説明対応記録を添付して提出していただいている状況でございます。

農業委員会としては、その書類をもって近隣住民への説明が適切に行われているものと考えておりますので、以上、簡単ではございますが、御答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 50kw未満であれば、地元に対する説明責任とか、そういうふうな同意というのは必要ないと、こういうふうに多分なっていると思うんです。そうしたときに地元の同意が必要なかった場合、地元の人には全くわからないわけやしない、わからなかったらどんなもんができるねんよといったときに全く聞く方法もつかない。

農業委員会にはいろんな書類出てきますわね。計画面積というのとか、申請、建物または施設の面積とかというふうなこういうふうな図面、建築計画図とか、平面図、立面図とか、排水計画図、こういうふうなものが農業委員会には一応、私も昔、農業委員させてもらったときにそういう図面というのは実際には見たことはないけれども、こういうものがそろっていますよって、こういうふうなレベルの説明だけあります、農業委員会ではね。

そうしたときにこれを一般付近住民の人から見たときに、この閲覧とか、これについての説明を受けることは可能ですか。それでなかったら全くわからないわけやしな、こういうふうな図面もあってというのは、図面は農業委員会には出てくるけれども、付近住民には説明がない中であったらちょっと不安に思う。こういうふうな不安解消というのもまず行政の責務であろうかなと、こういうふうに思うんですけれども、その点についての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業委員会に提出されるというような書類、農地につきましては、農業委員会にそういったような書類が提出されることには間違いはございませんが、農地以外については、ちょっとそこは把握できない部分ではございます。

御答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 私聞いているのは、農地に対してそういうふうなもんが、農地以外やったらわからんのは仕方のない話なんやで、まして農業委員会で聞くことについては農地以外のことは出てくるわけやないさかい。だから、農地と対象にした、私の言い方が悪かったんかわからんけれども、農地に対象した場合、そういうことのいろんな各書類が出てくる。これについては一般住民からしたときに閲覧が可能ですから、こういうことを言うてるわけなんです。その辺の答弁をもう一度求めます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの西口議員の御質問にお答えいたします。

そういった部分で住民の方が不安に思われているような案件であれば、条件を付した上で閲覧していただくことは可能だと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 私ちょっと聞く話の中で、今回、計画があるというところでは、土地の一部に施設をつくるという話し聞きました。これ実際はどうなってるんかわからないけれども、だけど同一業者が広い面積があってこの一部につくる。そうしたときに隣接した土地へつくった場合は、1つの事業として50kw未満でなければ説明責任があると。だけど例えばその土地の隣接しちゃう場合でも、1つのAという会社が

あって、Aという会社が50kw未満ですよという、そしてまた、Bという会社がその端へ50kw未満でつくった場合、それは隣地ということでも1つの事業としての解釈をするのか、それとも2つの事業として、言いかえれば、同じ親会社が1つであっても分割しちゃったら可能であつたら幾つでもできるということになってくるし、だから、その辺の認識というのはどうなっていますか。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 50kw未満につきましては、もう各1区画1区画ですので、あわせてという、親会社が1個であってもということも、1つの区間が50です。同一申請である限りは、もう環境いうか、今要るんですけれども、1つの区画はもう50キロとして勘定しますので届ける資格はありません。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員のおっしゃられている意味は、一法人ごとにつくってるといことであれば、一法人ごとの人格と言ったらおかしいですけども、会社があるわけですね。したがって、それが親会社、子会社であれ何であれ1つの会社においては1つの行為というふうな見方になろうかと思います。これは商業登記法でそういうふうなことでありますので、それ以上の追求というのか、親会社、子会社、また孫会社と、そういうことまであれしてませんので御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の町長の話だと、土地が2つあって1つのところへAという会社がつくる。そうしたときにその端へBという会社がつくれば、たとえこれがどっちも50kw未満であっても別会社として考えると幾つでもそういうふうにするというのは、これは仕方ないんやで、もしそういうふうにならないう法律がそうなっているんであつたら仕方ないんやけれども、そうなったときに住民の不安というのは大きくなってくると思うわけでしょう。

今までやったら一応端へできた場合は同一事業やという解釈しているんやけれども、もしそういうふうにならないう会社が別々にならないう場合は、1つずつやさかい並んでつくっても1つずつという解釈にならないうと、そうしたら幾つでも会社だけ変えたら可能ということにならないうしな、そうしたときに住民の不安が大きくならないう気がするんやけれども、その点はどうなないうでしょうね。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 商業登記法でいきますと、一法人に法人格があると思うんです。したがって、A地を法人格、またB地を法人格というふうになってこうかと思しますので、それぞれ法人格が違ふと。ただ、これはあくまでもA、B、Cの場合であって総合的にいろいろ考えられる場合に中にはあるかも知れません。それは例外的として、通常であれば、その1つの画についてはA法人、1つの画についてはB法人と、これは別法人ですからそこまでは言えないと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） そういうふうに考えると、やっぱりそうしたら接点として業者と住民との接点は農業委員会以外にはないということになるのかな。例えば地目変更するときに農業委員会が出てくる。太陽光発電したいんやっというときには出てくるし、そういうふうな計画がAとBとが別々にあった場合はそれぞれ出てくるという形になるから、たとえ隣接しちゃうとしてもなくても関係ないという形になってしまうかなと思うんですけれども、その中でそうしたらいろんなことを聞くときに対象は農業委員会以外には考えられないということになりますかね、その点の考えちょっと聞かせてほしい。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ただ、おっしゃられている部分では、農地については農業委員会のほうで確認することはできるかと思います。そして、西口議員おっしゃるように、もしその場所に隣接されるようなその場所に太陽光発電ができて、また追加で太陽光発電所が隣接にできるということになれば、当然その農業委員会の会議の場でそのあたりについては周りの環境に対する配慮であるとか、そういった部分について協議されるものだと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の4点目はこれでいいです。

5点目の有害駆除の補助金について、町内で役場で檻を5基と6基やという、こういうふうな広い面積の中で5基や6基で十分足りているという認識ですか、ちょっと答えてほしい。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいま町内で11基で檻が足りているかということ

につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、野生鳥獣の捕獲につきましては、やはり十分な知識に裏づけられた上で捕獲することが必要かと感じております。このことから有資格者が知識と経験に基づいて行うべきものとして考えてございます。

町の農業経営支援事業のメニューの中に鳥獣の捕獲檻の購入につきまして、わな免許の取得者に対して1基当たり3万円を上限に2分の1の補助というのがございます。今後こういったものを活用した上で適正な対策を講じ被害低減に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 有害駆除という中で、実際には大変な被害も出ていると思うんやけれども、実際に実害額ということよりも、農産物をつくっても食べられてしまうという耕作意欲、これが失われることのほうが大きいような気がするわけよ。そんな考えたらやっぱり実態を実際の個体数を減らすということに重点を置かなかつたら、先ほど1万5,000円と6,000円やというこういう中で、実際の個体数というのは減っているんですか。実際の個体数が減ってこそ耕作意欲が湧く、だけど実際の個体数が減らない程度に捕獲しているという、そういうことはあり得ないけれども、だけどそれだったらせっかくつくったものを食べられてしまうというこういうばかな話あり得ない。そういうふう考えたときに、有害動物を減らして耕作意欲を上げることがまず1つの農業という産業を維持するには非常に重要なことかなと思うんやけれども、その点についての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの西口議員の御質問です。

実際、有害の捕獲数につきましては、平成28年から平成29年にかけて捕獲の分でマイナス216頭となつてございまして、平成29年の捕獲で言いましたら845頭でございます。猟友会の方々にお伺いした中でも実際個体数の減少というのは認められているというようなお話を伺ってございます。

農業の耕作意欲につきましては、そういった捕獲の事業であるとか、先ほども申しました農業経営支援事業のほうに捕獲の檻であるとか、防護柵の設置であるとか、また農業機械の購入に対する補助であるとか、そういったものを活用して農業意欲の低下を防いでいきたいと思っておりますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 8点目に行きます。まず8点目の以前このような質問したことがあります。野上小学校の卒業生が33名、そのうちの野上中学校への新入生が28名という、この5名が他の中学校へ進むというこういうことに対して、保護者というのは学力向上を目指しているわけでしょう。そのときに紀美野町の学校の学力が下がってくるとほかの学校へ進学してしまうという、こんなんして学力の低下が表に出てくると、それは将来的に子供が減ってくる。紀美野町の存続につながってくるんじゃないか、こういうことを危惧するわけよ。現実問題として、保護者というのは、和歌山県のレベルが上がっているのに紀美野町の学校のレベルが下がってくると、そういうことに対しての保護者、それこそ学校が移ってしまうと子供が紀美野町の学校から卒業生が少なくなってくる。こういうことを危惧するんやけれども、この点についてどんなに考えているのか尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 西口議員の質問にお答えします。

今回出させていただいたというか、議員も指摘してくれている9月の回覧板どうこうという数字は、実はこれは野上小学校のデータです。野上小学校の学校だよりで出たデータだと認識しています。

うちの町の傾向といたしましては、小学校のときはちょっと全国平均を下回っているというのが何年か続いております。しかし、例えば今年の中学3年生は全国平均よりももちろん上なんです。中学生のほうは全国平均下回ったというようなことはありません。分野によっては下回っているところもありますけれども、中学校では回復しているのがうちの特徴です。したがって、何人か私学へ抜けた、その原因が中学校のレベルが下がっているというふうなことで、そういう理由は当てはまらないと思っています。

それで答弁とさせていただきます。実態はそういうことです。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 飛んで10点目の行政サービスの公平について尋ねたいと思います。

まず、委託と直営というこういうふうなごみの収集について、こういう違いがあると。ただ住民からしたときには、それは別に違いなんて関係ないわけやしな、本来はやつ

ぱりできたら同じようなサービスを受けたいと、こういうふうに私が聞くのは、何で旧野上は祭日もごみを回収してくれるのに旧美里は回収してくれないのかと、ただこういう素朴な疑問でしょう。こういうふうなことが当然これ当たり前と思うんですよ、住民サイドから考えたときには。だから、住民目線で考えてもう少し何とかならんのかなと、こういうことについて質問として終わります。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 議員おっしゃるとおりだと思いますが、一例で申し上げますと、振替休日で月曜日がお休みというのが多々あります。そういうところによりますと、一例ですけれども、月曜日にお休みのときは木曜日に週のうちにもう1回あるという地域もございますし、偶然平日の祭日というものもあるんですが、量的に考えますと、次の収集日に倍出てくるかと言いますと、そうではないんです。

1つ例ですけれども、世帯数にもよりますし、世帯の構成員、年齢にもよりますし、それぞれ旧美里地域によりますと、大きな袋で週1回出すという場合もあるし、小さな袋で週2回出すよとか、いろいろなごみの減量化にも努めてもらっていて、一概に公平ではないというところは議員おっしゃるとおりなんですけれども、工夫していただいています御理解いただいて回収させてもらっているという現状でございますので、公平ではないんですが、議員おっしゃるのはわかりますけれども、御理解賜りたいと思います。

申しわけないです。答弁にかえさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午後 2時17分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時18分）

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 一般論として考える旧野上と旧美里の違いというのは、普通に考えたらそういうふうに思うのが普通の話でしょう。住民感情からしたら当然そういうふうに違いが出るのが当たり前やと思うんですけども、その辺の考慮というのは、

今後いい方向に変わっていかないもんかね。その点再度の答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、公平公平っておっしゃるんですけども、何をもって公平にあれをするんかということでございますが、町におきましては、やはりごみの量、そしてまたごみ処理機も補助していますし、そうしたもろもろのことがあって、そして今、野上区域と美里区域がそういうごみの収集の仕方をしているということで私は私なりに公平やというふうに思っています。

そんな中で、あえていやそんなことないと、これは困った、今のままやったらかなわんとおっしゃるんであれば、また言っていただければいろいろ検討してまいりたい。しかしながら、今のところは私とこのほうへはそういう御意見は聞こえてきておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 町長のところへ声が聞こえてないと、そういう問題がないということがおかしいんじゃないかなと思う。私らでも回らせてもらってそういう話を聞かせてもうた。現実でしょう。だから、そういう声があることは確かなんや。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員とはちょっと平行線をたどっておるようでございますが、やはりさまざまな要件を考慮した上で今の方法をとらせていただいておりますので、もしまたそういうことで各御意見があれば、またそれなりに検討はさせていただきますが、恐らく今のところはそういう御不満というか、そういうことは聞こえてきてませんので、今のところ御理解を賜りたい、そのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時21分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

○議長（美野勝男君） 続いて、5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 質問に先立ちまして、さきの西日本豪雨災害、それから台風21号、そして北海道地震で亡くなられた皆さんに心より哀悼の意を表します。災害に遭われた皆さんにもお見舞い申し上げるとともに、復興の一日も早いことを祈ってやみません。

2017年5月17日付で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、2020年4月1日に施行予定となっています。この法改正は、主に特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化と、会計年度任用職員制度の創設を目的としたものです。

近年、行政サービスとして対応すべき課題がふえ、そうした問題は複雑化・高度化していると言われていています。しかしながら、公務の担い手である職員について非正規公務員は増加の一途をたどっている実情です。

また、官製ワーキングプアという言葉が端的に示すように、非正規公務員の処遇は低水準に置かれ、民間と異なり労働契約法や改正パート労働法の適用外とされています。

世間では、いわゆる公務員バッシングが後を絶たず、そうした風評が流布されていますが、地方公共団体の職場を取り巻く状況は、むしろ逆に厳しさを増しています。

地方自治体における職員の推移を見れば、2001年に317万人あった正規職員数は、2010年は281万人に減り、2016年にさらに273万人とおよそ15年間に45万人が減少していることになります。その一方で、非正規職員は増え続け、2005年の約45万人から2016年には64万人となり、およそ10年間で20万人増加しています。

その詳細についてみれば、2005年から2016年にかけて一般事務職員およそ11万2,000人から16万人に増え、保育士は約8万人から10万人に増えています。

紀美野町も例外とは言えず、合併時274人であった職員数は、今年度は261人と総数でそれほど減ってはいませんが、正規の職員数が240人から185人と55人減少し、一方で非正規職員数は34人から76人となり、職員数の41.1%を占めるに至りました。

こうした現状は、2000年代を通じて正規職員が減らされる一方、非正規職員が地

方自治体の職場で中心的な役割を担いつつあることをあらわしていると思います。

さらに問題なのは余りにも低い非正規職員の処遇です。総務省が2016年に発表した地方公務員の臨時・非正規職員に関する実態調査概要に示されている平均受給をもとに年収に換算すれば、保育士の一般職非常勤はおよそ196万2,000円、臨時職員は186万7,000円となり、一般事務職員における一般非常勤職員は約170万9,000円、臨時職員に至っては157万1,000円となり、いずれも年収が200万円を下回ることになります。

法制化された会計年度任用職員について、総務省が昨年8月に出した会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルによれば、地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成28年4月現在で64万人と増加しており、また教育、子育てなどさまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっています。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今回の改正を行うものです。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規律等の整備を図るとともに、特別職・非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものです。あわせて会計年度任用職員については、期末手当の支給などを可能にするものと述べています。

この会計年度任用職員制度は、公務労働における臨時・非常勤職員の新たな任用制度として2020年度から運用が予定され、非常勤職員の処遇改善を目指すとして導入されたものです。しかし、保育士など継続性が求められる業務と非常勤や会計年度という任用形態は根本的に矛盾します。

そもそも長期にわたって同じ仕事があり、同じ人が正規職員と変わらない業務を担っている場合は、正規職員として任用すべきであり、その上で非常勤職の処遇改善を図るべきだと思います。

ところが新たな制度では、臨時・非常勤職員を固定化し、フルタイムとパートタイムに振り分け、手当などを差をつける内容であり、均等待遇の流れに逆行するとも指摘されています。したがって、実際に処遇改善につながるか疑問の声も上がっています。

まず、現在の導入に向けた準備及び検討状況、雇用されている非正規職員の何%が会計年度任用職員制度の対象になると考えられるのかお聞かせください。

質問の２点は、避難行動に支援を要する高齢者など災害弱者の対策についてです。

今年は２０号、２１号と既に２回の台風に見舞われました。特に非常に強い勢力を保ったまま４日１２時ごろ徳島県南部に上陸し、１４時ごろに兵庫県神戸市付近に再び再上陸した台風２１号は、紀美野町にもかなりの被害をもたらしました。

町は暴風雨や大雨などが予想される場合は、避難準備情報を発表し避難を促す仕組みになっています。今回の２１号でも午前７時に避難準備情報を発表し、早目の避難を呼びかけました。危険性がある程度予想できる台風や豪雨による災害の際、身を守る最善の策の１つが避難です。しかし、実際に避難所に足を運ぶ人はそれほど多くはないと考えられます。

広島市では、今回の豪雨災害で約２７万３,０００人を対象に避難指示を出しました。しかし、市指定の避難場所へ逃げたのは約９,２００人と３.４%にとどまったと報じられました。

紀美野町でも早目に避難準備情報を発表し避難を促しましたが、４８カ所の避難所に６０世帯７７人が避難したと報じられています。単純計算では、１カ所平均１.６人となります。台風前日の３日にひとり暮らしの高齢者２０人を訪問し避難を勧めたのですが、実際に避難したのは４人だけでした。住民が避難をためらう要因として、自分は大丈夫だとする危機感の欠如や避難情報の意味を十分に理解していないなど指摘されています。行政として多くの住民が確実に避難の必要性を理解できるようなアプローチの模索が求められます。

しかし、避難所へ行かない人には避難したくてもできない人が含まれます。障害や病弱のため避難所までの移動が困難な人、満足に歩けない人、移動の手段がない人などです。また、高齢者の場合、頼れる家族があっても忙しいからとか、遠いからなどと遠慮しがちなのが一般的です。そうした避難に支援を要する障害者、高齢者は、今後少しずつ増えてくると考えられます。

紀美野町は、地域防災計画の避難行動要支援者対策計画で平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は町民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健・医療・福祉サービスの連携、供給拠点を体系的に整備するよう努めると述べています。

高齢者などの災害弱者対策は、第一義的には災害弱者のサポートを創生した対策です。

その対策を進める意義は必ずしもそれだけではないと考えます。例えば高齢者が災害時に直面する生活問題は、常に高齢者だけが受けるストレスによるわけではなく、むしろその大半は災害に巻き込まれた全ての人が多かれ少なかれ体験するものと言えます。

たまたま高齢者の場合、身体機能の衰えや健康状態の悪化などの肉体的な制約、周囲の環境への適応の柔軟度の衰えなどの精神面での制約、生活無視の調達や利用の仕方などの経済的・社会的側面における制約が強いため、災害における適応という点で問題が生じやすいのだと言われます。

したがって、高齢者など災害弱者の対策を地域で考えることは、災害時に起こるさまざまな問題によって受けるダメージをより深く理解し対策を練る機会を持つことになります。

災害時に生じる障害をリアルに把握することが可能になると思います。高齢者など災害弱者対策に真剣に取り組むことは、地域の防災対策の質を向上させる上でのきっかけになるはずです。

災害弱者対策を進めるに当たっては、災害時に高齢者など災害弱者がどのような状態にあったかなどについて震災記録や史記などを手がかりに調べたり、災害体験者の体験を聞いたりして災害弱者問題に対する理解と配慮の必要性を地域住民の間に広げていく必要があると思います。その点についての考えをお聞かせください。

次は、オレンジバス運行経路の変更についてです。

広報きみのの9月号に大十バスよりオレンジバス運行経路変更のお知らせが掲載されています。オレンジバスの運行経路を10月より登山口出発後、国道370号線を運行し、曲谷にて既存の路線に合流する経路に変更というものです。途中の新規区間には野上中学校前、くすのき公園西、下佐々南、それから龍興寺橋、大成校舎前の5つの停留所を設けるとのことです。

オレンジバスは、1994年、平成6年の野上電鉄の廃線に伴い、野鉄バスの後を受けて24年間現在の経路を運行してきました。乗客が少ないとはいっても今の経路で診療所へ通院している人や通学・通勤に利用している人がいます。今後の運行経路変更について紀美野町としてはどういう対応する考えなのかお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君)

それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則） それでは、私から田代議員の１つ目の質問と３つ目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、１つ目の質問であります会計年度任用職員についてお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるように、現行の臨時職員等の制度から２０２０年に新たな制度である会計年度任用職員制度が始まります。当町では、新制度運用に向け今年度中に現在任用中の臨時職員の雇用形態の把握やその必要性などの精査、新制度に対応した条例、規則等の例規整備や、職員を対象とした研修など、新制度に係る業務のサポートを受けるための委託事業費をこの９月の補正予算に計上し事業を進める予定となっております。

現時点で明確なことは申し上げることはできませんが、現在、社会保険に加入している任用中の臨時職員は７６名いまして、そのうちフルタイムの臨時職員は６８名おります。仮に全ての方を継続して任用することとなった場合は、全てが会計年度任用職員の対象になると考えております。

このほかパートタイムの臨時職員が約８９名おりますが、パートタイムに関しましては、任用付短時間勤務職員への移行など、今後の精査によることとなり、現時点で会計年度任用職員への移行数はお答えすることができませんので、御了承願いたいと存じます。

また、新制度での特別職非常勤職員となる者は、専門的な知識、経験、または見識を有すること、当該知識経験等に基づき事務を行うことで、その事務の書類は、助言・調査・診断となるため、現時点では対象となる職はないと考えております。

新制度の運用が開始されますと、人件費が大幅に増額となることから、臨時職員の必要性を精査し、業務量と職員数のバランスも考えながら運用してまいりたいと考えております。

議員３点目のオレンジバス運行経路の変更についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、オレンジバスにつきましては、１０月より登山口から曲谷までの間を町道動木吉野線、もとの国道３７０号から現在の国道３７０号を通るルートに運行経路が変更される予定となっております。

現状、路線バス事業については、多くの事業者が厳しい経営状況の中運行を行っており、大十バス株式会社が運行するオレンジバスについても例外ではなく、利用者の減少に伴う運行収入の減少や運転手の不足等厳しい状況の中、どうにか路線を維持できるよう少しでも利用者を増やすための創意工夫を行いながら運行を続けているところであります。

今回の変更につきましても、利用者への聞き取りを行いながら、海南高校大成校舎の生徒が通学しやすくなることなども含め考慮した結果の変更であると伺っております。

町といたしましては、厳しい状況の中にあっても路線バスの運行を続ける大十バス株式会社の企業努力を尊重しながら、引き続きコミュニティバスとの連携も図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私からは、田代議員の２番目の御質問、避難行動に支援を要する高齢者など災害弱者の対策についてお答えいたします。

議員御指摘の防災計画の中の要配慮者及び避難行動要支援者対策計画に加え、昨年度策定した「第４次きみのいきいき行動計画」では、基本理念を「みんなで支え合い、助け合い、一人ひとりが輝いて暮らせるまち紀美野町」とし、安全・安心の仕組みづくりの基本目標の施策の１つとして災害時の要支援者への支援をうたっています。

この「第４次きみのいきいき行動計画」は、市町村の地域福祉計画として位置づけるもので、住民相互の支え合いが求められるとともに、支援の必要な方を地域で支えるという課題に対し、各分野が連携し、総合的かつ横断的な施策展開を図ることを目的としています。

今回の台風２１号による本町における被害状況や避難行動要支援者対応を初め、町民の方の被災状況に応じた対応等について、今後、検証を行い、行政対応の課題や改善策等を検討していくことが必要と考えています。

また、町民の方御自身や御家族がいざという時のために平時から災害時の対応を話し合い、防災用品の備蓄、避難場所、家の周りの危険箇所の確認などを普段から意識することや、地域で開催される自主防災訓練等に参加するなどの行動とともに、日ごろから御近所との声かけやあいさつなど身近なところからふれあいや交流を広めることが地

域での自主防災力を高めるのではないかと考えています。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 会計年度任用職員制度については、実施されるのが20年4月からですから町としてはきちっとした基準をつけてどうするということになってないと思います。68名の臨時職員、フルタイムで働いているって、こういう人は全て会計年度任用職員の対応になるのではないかというそういうことだと思います。ただ、そうなってくると人件費も増えてくるしという悩みも聞かせてくれました。

この制度についてはできるだけ前向きに考えてほしいというふうに思うんですが、運用の仕方によっては正規職員の処遇にも問題が生じる可能性があると思います。ですから、ここではきょうは一つ一つ私が思う問題点を指摘しながら議論していきたいというふうに思います。

自治体の非正規職員というのは、一般事務はもとより、割に保育が多いんですね、どことも。それから給食調理員、それから保健師、看護師など本格的・恒常的になっている場合が多いとされています。県内の自治体で情報交換をお互い議員同士、同じ党派の議員同士で情報交換したところ、保育士の8割が臨時保育士というそんな自治体もありました。これで保育をどういうふうに本当に質のいい保育を進めているのかなと疑問に思います。

先ほどのあれで紹介したように、問題なのは余りにも低い非正規職員の処遇というのが当町でも恐らくそうになっていると思うんですが、正規職員に比べてかなり低いという、それで任用期間も半年や1年の期限付で繰り返し任用されて、何十年働いても昇給はないし、今のところ通勤手当やボーナスに値する手当も支給されてないというのが実情だと思います。

住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は、恒常的で専門性が求められ、臨時的で非常勤的な職員が担うことを今までは想定してこなかったんです、ずっと前はね。ところが全国の自治体で行政コスト削減のための非正規化が進んで、任用根拠も更新方法もまちまちになってバラバラな状態で臨時職員というのは任用されています。

今回の法改正では、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務員への原則が今のよう

くというそういうことを指摘する人があります。

したがって、運用によっては、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることになりかねないと思います。

つまりこんなことを考えられているかどうかわかりませんが、正規職員が退職した場合、会計年度任用職員で雇えば、ボーナスも出るよ、あれも出るよ、今の臨時職員よりはかなりいいですよという形で雇いやすいということができています。しかし、それは正規職員ではないんです。ですから非正規職員を非常に雇いやすい状況になるという、だからその仕事のほとんどが将来、非正規職員に担われることになりかねないと思いますが、その点の考えについてお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 田代議員にいろいろとお教えいただいたことも今の質問では多々あるんでございますが、紀美野町の一般職員というか、正規の職員というのはやっぱり適正な管理のもとで行われて、その人数も決められておるところでありますから、それはその状況によって適正な正規の職員数は確保してまいります。

したがいまして、退職した後、臨時的な任用職員がそれを担うということは当然簡単にはいきません。そういうことはないというふうに判断してくださって結構でございます。理解くださって結構でございます。

確かにいろんな職種があります。紀美野町の臨時職員さんで先ほど議員申されましたとおり、保育士であるとか、それから看護師、それから教育関係、調理員さん、そういう方もたくさん現状ではいらっしゃるんですが、給料に関しても最低限度は当然下回っていないんですけれども、そんなに大きく上回っているわけでもなく、期末手当とか通勤手当もない現状で一生懸命頑張ってくださっているのには本当にありがたく思っているところであります。

ですから、この会計年度任用職員に移行するというか、そういうときにはやはり誰でもオーケーやというそういう簡単なものではなく、やはりいろんな精査はさせていただきますが、そして臨時職員さんの意向も当然聞きながらいいように運用してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） あくまでこの制度を取り入れるなとか、取り入れるとかいう、この制度を運用する上での私が書いた問題点についていろいろ疑問を投げかけて議

論しているのです、そのつもりでお願いしたいと思います。

おっしゃいますけれども、実際に今まで正規職員は減ってきたんです。かなりそれも減ってる。その点についてはきちっと確認しておきたいと思います。

会計年度任用職員は、一般地方公務員とされることにより、地方公務員法で規定された公務上の義務、規律、人事評価も適用されることになっています。労働条件は正規職員との差を残したまま事務や規律、処罰だけは正規職員並みという不合理さがあります。正規職員としての任用可能な点について、我が党の山下芳生参議院議員や田村貴昭衆議院、それから当時の民進党の議員などが追及しました。国会でです。

山下氏は、勤務時間も業務内容も常勤職員と同様なのに非常勤の会計年度任用職員にしなければならないのか自治体の実態に合わせて判断すればいいのではないかとただしています。

総務省の高原 剛公務員部長は、常勤職員と同様の業務を行う場合、会計年度任用職員ではなく常勤職員や任期付職員の活用について検討するというふうに答弁しています。それは自治体の判断で正規職員として任用してもいいということ、任用が可能だということを確認したものです。

再度言います。勤務時間も業務内容も同じであれば、本来、常勤職員や任期付職員として雇用すべきだと思うんですが、その点についてはどのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） いろんな情報を持ち合わせてない段階でそれはイエスカノーかというお答えはちょっとしにくいんですけども、ただ、同じ仕事をしておれば、普通一般常識的にはそれは可能なもんだなというのは私も思うんですが、そのほかどうということが今度課題になってくるのかとか、そういうことがちょっと今の時点では全然持ち合わせてないのではっきり申し上げることはできませんが、単純に今のお話を聞いた中ではそれは可能ではないかというふうな思いはいたしております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） するかどうかは別でしょうと思えばそれはそういう正規職員として任用することは可能だという意味だというふうに受け取っています。

会計年度任用職員には、御存じのとおり、フルタイムとパートタイムが規定されてい

ます。ここにも大きな格差がありまして、フルタイムには退職手当が支給できなくなっています。しなければならないではないんです。支給できなくなっています。パートタイムには特殊勤務手当も支給はできない制度になっているんです。これは例えば1時間毎日早よ帰ってるとか、そういうことでもフルタイムの時間にいなかったらパートタイムということになります。

政府答弁では、パート会計年度任用職員への給付について、フルタイムの会計年度任用職員に係る給与決定の考え方、健康に留意し、職務の内容や責任、在勤する地域などを踏まえて定めることが適当と述べ、報酬水準決定に当たって考慮すべき事項を多分マニュアルの中で示していると思うんですが、そういう事項を示しているというふうに聞いています。

こうしたフルタイムとパートの格差についてもできるだけ前向きに考慮すべきだと考えるんですが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員おっしゃるとおり、フルタイムというのは1週間ですね、勤務時間が職員と一緒に同一の場合は、会計年度任用職員の中でも期末手当とか、それから通勤手当とか、そういう手当も出せて退職手当も出ると。それから、1週間の勤務が職員よりも短く任用されているパートタイムに関しては、これも会計年度任用職員でありながらこれは期末手当は対象であるという話は私も承知しております。

それで、パートタイムもフルタイムと同様な処遇といいますか、そういうふうにはならないのかという御質問でよろしかったですね。

これは当然、例規とかいろんな整備もしていけないかの中で、うち独自の方針で例規に加えることは当然可能ではありますが、やはり当初はできるだけマニュアルというか、示されたとおりのところからやはり出発するのがいいのではないかというふうに私は現段階では考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） この問題は、これで質問終わりたいと思います。

これいわゆる附帯決議は国会でついているんです、決議したときに。衆参両院の附帯決議では、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則、不利益を生じることのない適正な勤務条件の確保、必要となる財源の確保、休暇制度の整備及び育児休暇

等に係る条例整備の確実な実施に向けた適切な助言などが決議されています。

こうした問題を踏まえて正規雇用のいわゆる処遇改善に結びつけるような運用を心がけていただけたらと思います。その点についての答弁をいま一度お願いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 当町で働いている方々には不利益にならないように、そういう例規整備をしまいきます。そういう処遇をしまいきたいと考えております。

なお、これはちょっと先のことになるんですが、平成31年度の恐らく6月ぐらいにはいろんな例規の整備をして上程させていただいていろいろと御検討いただかないかなことになるかと思しますので、その節はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） それでは、次の避難行動に支援を要する高齢者、いわゆる災害弱者の対策について。

いきいき行動計画の中にはいろんなことを、特に大事なのが地域の支え合いということで、台風21号の避難状況というのがどうだったのかということで検証するという答弁でした。

なかなか避難してくれないんです。避難行動要支援者の把握、情報伝達体制の整備について、防災計画では、要配慮者のうち災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難なものであって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動、要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成するとしています。

名簿をつくって各自治会や、自治会と言ったんかどうか知りませんが、自主防災組織等に渡っているんじゃないかと。これは自治体では紀美野町ではちょっと進んだところなんで、ほかの市町村ではつくってないところも結構あります。

災害弱者対策の場合は、特に非常時だけを対象にして活動を考えても実際の災害に有効に働かないというふうに考えられています。地域の高齢者等の災害弱者の生活状況を把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが災害弱者の防災対策を考えていく上では大変重要だということになっています。そういうふうに言われています。

近年、都市部だけではなくても、地域社会において隣近所との付き合いが希薄な人が多くなってきているというふうに言われます。寝たきりや認知症の高齢者、障害者などは、特にその傾向が強くあらわれます。近隣関係の中で非常時の避難、救援体制を実現していくためには、日常的に日ごろから声をかけ合うことが大切なんです、これがなかなかできないというふうな状況です。

このたびの２１号による長期間、広範囲にわたる停電による不安や困難は、災害に巻き込まれた全ての人々が体験するものですが、しかし、災害弱者にとっては非常に絶えがたい苦痛になります。

先ほども同僚議員が紹介したけれども、１週間分の食料を持って冷凍しているのが普通ですが、家族が１週間分買ってきて冷凍しているのが普通ですが、それがだめになったとか、そういう場合にどうするのか、これだけ広範囲に長期間停電すると、やっぱりそういう災害弱者の人たちは非常にダメージを。できれば今回の災害体験を生かす機会として、今後、災害弱者のいる家庭の防災点検を定期的に行う活動や防災環境の改善の相談などを進めて他の活動と連携していくべきではないかと思いますが、これも大変です。しようと思ったら。しかし、こういうことをやっていかないと災害弱者対策というのはなかなか前へ進めません。災害弱者に対しても働きかけを継続的に行うということで災害についての認識を深める啓発を行っていく必要があると思います。

２０人回って、災害弱者やなと思うところを回って少ししか避難してくれへんのである面でがっかりしました。

高齢者の場合は、自分が現在健康だとしても非常時を想定して災害対策を進め、隣近所との接触を大事にする姿勢を持ち続ける必要があります。こうした日常の積み重ね自体が安全対策につながるという認識で災害弱者対策を進めるべきだと思うのですが、その点についてお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ） 田代議員の御質問にお答えいたします。

少し難しい御質問だったんですけれども、保健福祉課では災害時要援護者の見守り看護師というのも非常勤で雇用しております。今回も台風が大きいということで早くから特に依存度の高い方など訪問をしていただいたり、声かけをしていただいたり、避難の声かけなどもしていただいたところです。

それによって不安になられている方に対しましては、停電したときの医療的な不安が

ありましたので、いろんな医療機関とか、ほかのところへも協力を仰いで万が一のときは早急に対応してもらうようにということで安全策をこちらでも検討させていただいたところですよ。

看護師と、また町の診療所の看護師さん方もいろいろ協力もいただいて、医療的なことについては十分保健福祉課でも考えていろいろ協力を仰いだところではあります。

一般的なといいますか、先ほど言われたように、災害要援護者の方とか高齢者の方の日ごろの声かけとか、こういう状態だったということをつないでいくということは、先ほど1回目の答弁もさせていただいたとおり、やはり離れていても御家族と常々どうしていくとかお話し合いをしていただくとともに、近隣の方と日ごろの声かけをするのが基本ではないかと思うんですけども、なかなかそれも難しい場合もあるかもしれないんですが、自主防災訓練とかいろんな区で行われる行事ごととかサロンとかもやっておりますので、そういうところへ少しでも出ていっていただいて顔を知っていただくというのが大きな支え合いにもつながるんじゃないかとも考えております。

また、今回の先ほども言いましたように、対応につきまして協力いただける方には情報も発信させていただいて、地域で見守りという意識を高めていっていただけたらうれしいかなって考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 余りこればかり言うてたら時間がなくなっちゃうんですけども、地域防災計画では避難支援者と関係者ともなるものとした。以下に掲げる期間について、要支援者の避難支援等関係者として災害の避難活動、日ごろの見守り活動及びその他支援に関する活動を実施するとして、自主防災組織、民生委員、児童委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、町関係部局、総務課とか保健福祉課を挙げています。

先ほど言われた見守りのあれ、前もってかなり言ったようで、僕も避難を勧めにいった家で見守りの看護師と一緒にしまして一緒にあれしました。

これ山陽新聞の9月15日に載った記事ですけども、「大規模浸水も人的被害ゼロ、住民のきずな、共助いける」という記事が9月15日の山陽新聞に載っています。51人が亡くなった倉敷市真備町地区に次ぐ浸水規模となったのが岡山市東区平島地区だったと。未明に住宅団地が濁流に飲み込まれ一帯の2,231棟が水につかったにもかかわらず死者、行方不明者といった人的被害はなかった。平島地区一帯では、自宅の2階へ垂直避難を実行できた住民が多かったとされます。

市消防団分団長の西岡幸夫さん（５４）は、決壊後すぐに団員３人と消防車で地域を回り、スピーカーから垂直避難を呼びかけたと。平島団地に言うと住民から平家に独居の高齢男性が取り残されていると聞き、急行し、男性宅を尋ねインターホン鳴らしても出てこない。何度も大声で呼びかけ１５分ほどようやく姿を見せた。かつて１つの村だったこともあり、地域の結びつきが強い土地柄、住民同士で助け合う共助も行った。同じころ同団地の豊田正己さん（７５）は、車を近所の神社に移動させる際、寝ている住民を起こさねばとクラクションを鳴らし続けて運転したと。帰りは道沿いの家のインターホンを押して異常を知らせたということで、ここまで行ける集落があれば大変ありがたいと思うんですが、災害から高齢者を守るために重要なのは、安全な場所に一刻も早く避難できる仕組みをつくっておくことと、高齢者を初め障害者、子供などが特に支援が必要な人がいち早く避難できるよう具体的な仕組みを整えることが重要です。

字ごとにきめ細かく対応できる計画があれば一番いいんですが、確実に実施できるような日常的に点検強化していくことが重要だと思います。危険が迫っているとき正確な情報を迅速に伝える体制整備も欠かせないと思います。

高齢者の安全を守り、安心して暮らせる社会をつくることは、子供や障害者を初め全ての住民の安全と安心を保障する大きな土台にもなると思いますので、その点どうかお願いします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しになるんですけれども、さまざまな集まりとか、そういうところへ出向いて行っていただくということが非常に大切なことだと思っております。

また、今、地域共生社会ということで「我が事・丸ごと」ということでいろいろ国も推し進めているんですけれども、高齢者の方は助けていただくだけではなくて、朝の声かけ、子供の声かけであるとか、そういうことでやっぱり積極的に地域に出ていく、協力をされるという、お互いに子供もそうしたら高齢者の方に声かけるとか、お互いの協力体制というか、いろんな手助けを受ける側だけというのではなくて積極的にやはり手助けもしていただこうようなことも今後大事なかと考えております。

何せ今回につきましては、反省点も多かったんですけれども、改善していくように行政としても考えますが、住民の方についてもそういうことで御尽力いただけたらうれしいなと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） それでは、一番最後のオレンジバスのこと。

これは町があれしているわけでも補助を出してるわけでもないのではとやかくは言えないんでしょうけれども、わかっています。

それで聞き取り調査もしたということですから利用されている方も多分どうなるということ。ただ、余りにも路線の変わり方があれなんで、大成校舎とか中学校はいいんでしょうけれども、ほかのところはやっぱり不便になる。特に診療所に通っている人があるんで、あれを利用して。それをコミュニティバス等の連携と言ってもなかなかそううまくいかないと思います。

オレンジバスというのは、1994年の運行開始以来ずっと縮小してきているんです。この4月も市駅まで行ってたやつを海南駅でとまってしまって、あれで非常に不便を感じた人たちが多くて、一旦海南駅で電車で行くか、和歌山へ普通で行くかという乗りかえをやらんなので、非常に不便になってしまって、そういうふうに路線が次々に廃止されるんじゃないかという危惧をします。

今後、この路線バスどうなるんかいなという不安はやっぱり住民の方々にもあると思いますので、やっぱり公共交通機関の維持というんですか、そういうことについて町としてもやっぱり考える時期に来ているんじゃないかと、そうしないとまた野鉄みたいにもう廃線ですとなってくると、鉄道ではないんであれですけども、路線廃止ですとなってくると、路線バスが走ってない町というような、そこまでなれへんかもしれんけれども、そういう懸念もあるという、そしたら町の地域おこしにとっては非常に何というか、ダメージを受けるということになると思いますので、その点についてどうお考えなのかをお願いします。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

もう議員おっしゃられるとおり、この公共交通機関、これがなければやはり町にとりましては大きなダメージになってくるというのは、これはお互いに認識しているとおりでございます。

しかしながら、やはりこの大十バスといえども、やはり営利が絡んだ企業でございますので、これにつまましてできるだけ住民の皆さんが利用しやすいような、そうした形態をということで大十バスと話もさせていただきました。

しかし、これにつきましてはルートを少し変えるということでございましたので、それにつきましてはやはり利用者数とか、いろいろ調査した上でのことだという話の中で、実は曲谷はここでコミュニティバスとの連携をとれるようなそうしたことを一遍考えてくれへんかというふうなことでお話はさせていただきました。

といいますのは、海南まで行かれる皆さんが仮に下佐々、またそこらで乗られた場合、新しい国道まで出ていかんなん、それを防ぐためには、コミュニティバスを利用させていただいて、そして曲谷まで来られて、曲谷で連絡をとった上で乗りかえていただくというふうなことまで話をさせていただいたところでございます。

何分にもやはり公共交通機関であるということでございますので、やはり皆さん方が不安がられることも多かろうと思いますが、できるだけそういう配慮をしていきたいということで指導をさせていただいたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、8番、向井中洋二君。

（8番 向井中洋二君 登壇）

○8番（向井中洋二君） それでは、同僚議員と重複するところもありますが、通告どおり質問をさせていただきます。

まず最初に、休廃校施設について。

町内5校の廃校施設のうち、旧国吉小学校は慶風高等学校に、旧真国小学校、旧志賀野小学校はりら創造芸術高等学校に、旧上神野小学校は上神野地区まちづくり推進協議会に有効的に利用されております。しかし、旧長谷小学校は有効的な活用がされないままになっております。また、休校施設は、柴目長谷分校、毛原小学校、長谷毛原中学校の3校が遊休状態になっております。

今後の維持管理も含め休廃校施設の活用方法について町の考え方をお伺いいたします。

2点目、災害時の対策についてであります。

台風21号の影響で停電が長引き、防災行政無線からの情報を長時間にわたり得ることができなくなったため、住民の方々が不安な気持ちになっていました。このことはどの程度の時間で機能しなくなるのか、また、その後の対応策を含めてお伺いいたします。

（8番 向井中洋二君 降壇）

○議長（美野勝男君） それでは、向井中君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) それでは、向井中議員の1つ目の質問、休廃校施設についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、廃校した学校は、旧長谷小学校を除き学校法人や地域団体により現在も有効に活用されております。旧長谷小学校につきましては、老朽化が激しく、今後も施設の有効活用が見込めないことから取り壊す方向となっております。しかしながら、この学校用地はほとんどが借地で地籍調査が実施されておりません。境界が確定していないため、地籍調査が完了次第できるだけ早い時期に取り壊したいと考えております。

一方、現在休校といたしております柴目長谷分校、毛原小学校、長谷毛原中学校の3校は、管理運営上支障のない範囲で地域団体や県などに使用を許可している状況です。

休校施設の維持管理には、負担も大きく非常に苦慮している状況です。今後の利活用につきましては、門戸を狭めることなく、貸付等可能な限り柔軟に対応したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則) 向井中議員の2つ目の御質問にお答えをします。

防災行政無線について、各設備のバックアップバッテリーは固体にもよりますが、7 2時間稼働する仕様となっております。

町としましては、放送柱の全てが一斉に電池がなくなった場合、同時に交換することができないために、9月5日より職員と業者でバッテリーの少ない設備と負荷の大きい設備を中心に電池交換を開始しました。

その中で今西地区、山の上のほうにあるんですが、重要な中継所があるんですが、この施設は国吉から長谷毛原までの中継点であって通信量の多さから電池の消耗も早いため、いち早く電池交換をしたいところでありましたが、倒木と電柱の倒壊がひどく、中継所に到達することができたのは、なかなか中継所に到着することができず、6日には電源が落ちてしまい電池交換できたのが7日となってしまいました。そのため、国吉地区から長谷毛原地区までの間が一時的に放送ができない状況となりましたことに

対しまして深くおわびを申し上げます。

また、防災行政無線のバッテリーを長時間持たせるため、放送を制限し、緊急時における住民の生命を最優先と考え、バッテリーを長く持たせるための措置を講じ、旧美里側の多くの防災無線柱では12日まで何とか電池が残っていた状況でございました。

今後におきましては、今西地区、円明寺地区などの中継拠点には、発電設備を設置するなどの措置を講じるとともに、バックアップバッテリーを複数購入しておき、緊急の場合に交換できるような体制を整えたいと思っております。

また、平成31年度から防災行政無線のデジタル化を考えているところですが、和歌山県が発表した南海トラフ巨大地震の想定は4日目には紀美野町の通電状況は全戸回復するとの想定であります、今回の長期化した停電を教訓として、さらに長期停電することを見据えた設備の構築を考えていくとともに、対応についての詳細なマニュアルを策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） 休廃校施設についてですが、こうした休廃校施設が台風などで近隣の施設やかやへの被害が起こらないのかなど、年間どの程度の施設を回り現状を把握しているのかお伺いします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。

定期的にはそれぞれ施設は巡回するようにはしてございます。あと特に台風とか、災害の後でも必ず見て回るような形で現在施設の点検をしているような状況となっておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） 台風などで壁の剥離であるとかという何かの破損など、そういうときがあった場合は、こういう休廃校施設はどのような修繕を行っているのか、そのままの状況になっているのかお伺いします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 一応休校、廃校、現在活用されている学校と利用の隔たりというか、変化なしにそれぞれ壊れているところは修繕するというような形で対応

させていただいていますので御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） 以前この休廃校施設についてということで質問をさせていただいたときに、町公共施設利用検討委員会という中で検討を重ねているという答弁をいただいております。この町公共施設利用検討委員会で全部の施設、こういった話で進まれているのかお伺いします。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

以前に公共施設等利用検討委員会というのがございまして、そこでいろいろな協議を重ねてございますが、今後の公共施設の利用についてどのようにするかということで、使われていないものについては有効活用するか、廃校にするかとかという議論を重ねておりましたけれども、一応計画的には途中でとまっているところもありまして今現在は委員会自体はない状態となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） 検討委員会がないということは、どこで検討して休廃校施設の取り扱いをされるのですかお伺いします。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） ただいま企画課長から現在委員会がないということを申し上げましたが、検討委員会では、全ての公共施設について継続するかとか廃止するかとかというのは一応の結論は出しております。その中で先ほど教育次長が申し上げた長谷小学校については、廃止ということで今後取り壊していくということもその中で結論は出しているようなものでございます。

ということで少し前になるんですが、全ての公共施設についてそれぞれどうするかということは一応の結論は出しております。

その後の次の段階としての検討委員会というのは、今動いてないというのが実情でございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） それでは、この町公共施設等利用検討委員会というのは、今後もまた再開をして、今まだ長谷小学校以外のところもまた話に乗せていくというこ

とはあるんですか。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 議員おっしゃるように、それは合併後の第一弾という形で検討をしたものでございまして、それでもって今後もそれで対応できると考えてはおりませんので、今後もそういった委員会を、その時期についてはまだ未定ではございますが必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 8 番、向井中洋二君

○8 番（向井中洋二君） 検討委員会である程度の方向性を出していただかなければ利用方法もなかなか見えてこないというのが実情と思うんですが、その中で1つセミナーハウス未来塾も廃止してしまいました。その中でセミナーハウスのような施設のニーズはかなりまだあると思います。そうしたことを考えますと、このような施設として活用していくのも1つの考え方だと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在、セミナーハウスにつきましては、内部のほうで検討を重ねてございます。セミナーハウスのような形でほかのところにも機能の移行なりとかというのをあらゆる観点からいろんな形で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8 番、向井中洋二君

○8 番（向井中洋二君） それでは、次に進みます。今、災害時の対策についてということで72時間でシャフトダウンしてしまうところが多いということですが、今後こういった長期にわたる停電がないとは限らないことから、もう少し具体的にこの時間を80時間にするのか100時間にするのかというところでどういった考え方があるのかということをお伺いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 向井中議員の質問にお答えをします。

私もそういう疑問を持ちまして業者に72時間以上の持つものはないんですかとお聞きしたんですけれども、技術的には非常に難しくて、やはり開発するには結構な費用がかかると申されてました。恐らく電気とか、そういうものは3日で回復するというのが大原則になってるようなので、それ以上の時間に関しては非常に今の技術ではちょっ

と開発するのには時間がかかるというような話がありました。

ですから、そういう長時間の電池がないのであれば、じゃあどういふふうにすればいいのかということを考えますと、やはり先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、そこに発電機を置いて、そして72時間で切れたら、今度は発電機が動き出して充電も兼ねて稼働するような形が今の段階ではそれが一番いいのかなと思っています。

ですから、今西新田とか、そういうふうにありますよね。その中継基地とか、あと円明寺地区にある中継基地にはそういう発電機を置いて、そして電源落ちたら稼働するような、そういう対応を今のところ考えているところでございます。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） バッテリーの部分に対しては私もちょっと難しい点があるのかなというのは思っているんですが、その中で今日朝の同僚議員の話の中に災害用の公衆電話の設置ということで、これも72時間がたてば、またその防災無線もだめになる。また、たまたま携帯電話も使用不能になったということもありますが、これをもっといち早く設置をして、またいち早く町民に周知するというのが今回のときちょっと遅かったのではないかと私も思うので、この点についてはどうですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 向井中議員御指摘のとおりでございまして、とにかく今回、通信の混乱によっていろいろと後手に回ったというのは再三申し上げておわびをしているところであります。

ですから、情報を得たい、そうならば発信するところが当然必要やということで、先ほど避難所に発信できる電話を設置するという七良裕議員のときの回答にもさせていただいたんですけれども、それは今回の災害を教訓にもう次の仮に警報が出て、そして避難準備情報が発表したら、真国区民センター、長谷毛原中学校体育館、上神野小学校体育館、美里中学校体育館、志賀野体育館、小川小学校体育館、それから総合福祉センター、野上中学校体育館、野上小学校体育館、スポーツ公園の体育館、ここには発信できる電話を避難所の開設と同時に設置しますので、設置しても住民がそこにあるというのはまだ今の段階ではわかりません。

ですから、広報11月号の各戸配布になるのかちょっとその辺はあれですけれども、とにかく11月ごろというか、次の広報配布、今月末以降ですか、そこには今申し上げた箇所にはこういう電話があります。それから公衆電話も被災のときは強いんで使えま

すよとか、そういう情報も載せて町民の方にも周知してまいりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） この災害を公衆電話ですね、これを広報車3台で広報して回られたというのは、先ほど同僚議員で答弁をいただいたと思うんですが、どの程度回ったのか、私の記憶する限りでは、私聞いたのは、福祉センターでシャワー使えますようになりました。それで、あと敬老会が予定通り行いますというこの2つしかちょっと聞き取れなかったもので、東部地域のあたりもどの程度広報車で回られたのかというだけお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 向井中議員おっしゃるとおり、多分広報車で災害特設公衆電話がここにありますという広報はほとんどできてないと思います。申しわけないんですが、設置することにもそのときは頭が行ってましてなかなか広報するということまで私も指示は出していなかったもので、恐らく設置するのがもう精いっぱいだったと思いますので、ほとんど十分な広報はされてなかったように思いますので、この辺も含めておわびを申し上げたいと思います。

○議長（美野勝男君） 8番、向井中洋二君

○8番（向井中洋二君） 今回なったことをどんどん聞いても仕方ないので、この災害を糧にしてというか、次に起こらないためにこの危機管理も含めて今後どうした考えで進めていくのかということを最後に町長にお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 今お聞きいたしましたところが、向井中議員のほうから本当によい御意見をいただいたところでございますが、今回のこの災害、通常起こった災害ではなしに想定外の災害であったと。それも近畿府県が全てそういう被害に遭ったというようなことで、関西電力、またNTTも非常に復旧に時間がかかった。そして、御承知のとおり、この関西電力、またNTT柱、これが倒れておりますと非常に危険やということで、実は私ども早く現場へ入って木を切りたかったんです、遮断している木をね。しかしながら、これも切りに行けなかったと。まず関電、NTTが来て電柱を撤去して、その後でないと入るんは危険だということで実は入れなかった。そういうふうな実態がございました。そうした中で、非常に関電、NTTのほうが思っていたよりおく

れてきたということで本当に長期間必要になってきたわけでございます。

そして、我々が想定しておった今まで3日ないし4日ぐらいが行けるだろうというのが10日以上かかってきた。これを本当にこうした災害になった場合に、こうしたケースもあるんだということをひとつ今後の教訓にして、そして、これらに対する対策、これも実は昨日、関西電力が来たときに今後の対策として地元の意見も聞いてくださいねという話までさせていただいています。

したがって、今後は、町村と自治体と、そして関西電力、またNTTと連携をとりながら対応していく、そしてスムーズな復興していくというふうなことで取り組んでまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） これで向井中洋二君の一般質問を終わります。

続いて、4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 質問の前に、このたびの台風21号、また北海道の胆振地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。

私のほうからは、大きな1番として、防災対策についてお伺いいたします。

先ほどの同僚議員からの質問とかぶるがあると思いますが、①として、停電時における情報発信についてお伺いいたします。

今回の台風の特徴は、強風によって電柱や木が倒れ、長期的な停電が続いたことです。当初はすぐ回復するだろうと思っていましたが、なかなか回復せず、福田地区でも回復まで6日間を要しました。関電に何回電話をしてもつながらず、全く様子がわからないまま日がたっていき、町民の皆さんからも不安やいらだちの声が上がってきました。そこでお伺いいたします。このようなとき役場が関西電力より情報を収集して防災無線等で情報発信するなどできないものなのでしょうか。

②番といたしまして、被災者支援システムについてお伺いいたします。

被災者支援システムは、平成25年に導入していただき、発災時にはすぐに他の課でも操作できる環境は整っているとお聞きしています。被災者支援システムは、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されており、現在も昨今の災害を教訓に被災者支

援のための基礎自治体の要望を絶えず反映し、バージョン9まで機能がバージョンアップしているといいます。今後発生が心配されている南海トラフ巨大地震や気候変動による災害等に当町としても被災者支援システムを最新の状態で備えておかなければならないと思いますが、当町の取り組みをお伺いいたします。

それから、③ですが、家具転倒防止対策についてでございます。

阪神・淡路大震災時に建物の中でけがをした人の約半数は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があります。和歌山県において対象者や補助の金額は異なりますが、平成29年7月現在、8市12町で家具転倒防止金具の取り付けに対する補助を行っています。紀美野町でも高齢者のみの家庭など取り付けが困難な方もいると思いますが、家具転倒防止金具の取り付けに対する補助を行う考えがあるかお伺いいたします。

④点目です。緊急通報装置についてお伺いいたします。

当町はひとり暮らしの老人等に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとしています。今回の台風21号の後、ひとり暮らしの高齢者のお宅を訪問した際にわかったことですが、緊急通報装置は固定電話の配線を利用しているため停電時には使えないのではないのでしょうか。今回みたいな長期にわたる停電は過去になかったと思いますが、今後、停電時の対応についてお伺いいたします。

以上です。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、町田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、私から町田議員の1つ目から3つ目までの質問にお答えをします。

まず、1つ目の質問についてでございますが、長期間の停電により多くの住民の方々に御迷惑をおかけしましたことと思います。また、停電による住民の不安は非常に高まったことと思っております。

今回、停電の情報については、町は広範囲で停電していることはわかっていても関西電力からは復旧する情報は全く入ってきませんでした。

関西電力には連日電話をかけ復旧の時期などを問い合わせ早期に復旧するよう求めま

したが、関西電力からは回復する時期や地域を教えてはいただけませんでした。

この間、町には毎日100本を優に超える問い合わせの電話をいただきましたが、関西電力が把握していないような状況でございましたので、町としてもお答えすることができませんでした。

また、関西電力が明確な復旧の目途が立っていない状況で町が憶測だけの情報を防災行政無線で流すことは、逆に住民に混乱を与えることとなりますので、今の時点、現状では放送はできないものと考えております。

2つ目の被災者支援システムについては、今年度の予算でお認めいただいておりますので、今年の8月に127万円でシステムの入替え業務が完了してございます。しかし、ソフトウェアのバージョンについては、バージョンが古い場合であってもシステムが動かなくなることはないので、これまで使っているバージョンのほうが安定性が高いため、バージョン9が安定するまでは現状のバージョンで運用したいと考えておるところです。

バージョン9は、他団体から福祉関係情報の特定情報の提供を受けることができるシステムとなっていますが、今後システムのバージョンを更新していくとともに、定期的な訓練を実施していきたいと考えております。

3つ目の家具転倒防止対策についてお答えします。

議員おっしゃるとおり、家具の転倒防止対策につきましては、県内の多くの市町村で実施されており、購入の補助または設置の補助を行っています。

町といたしましては、町民の防災意識の向上と地震の減災対策の一環として、来年度から家具転倒防止対策の補助制度を実施すべく検討しているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私から町田議員の御質問の防災対策についての

④緊急通報装置についてお答えいたします。

本町が実施している緊急通報装置貸与事業は、町内に住所を有しているおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に簡易な操作で救助を呼んだり、健康相談をすることができる装置を町から貸与している

もので、平成30年8月現在130世帯が利用しています。保守管理については、大阪ガスセキュリティサービスに委託しています。

議員御質問の停電時には、緊急通報装置から自動的に停電したことを示す信号が保守管理会社に発信され、通常の通報と同様に保守管理会社がまず本人宅へ電話し、不通の場合は近隣の協力員と家族宛てに電話により状況確認をお願いしております。また同時に、停電により利用できない方の情報が町に届きます。

今回の台風21号の対応は、9月10日月曜日10時時点での停電状況にある方のリスト52件が初めて10日の夕方に保守管理会社から町に提出されました。そのため、4日以降何らかの形で安否を確認できた方も含め翌日朝から保健福祉課職員により家族を初め民生委員・児童委員、介護保険事業所等への連絡により状況の確認を行いました。また、電話での確認ができなかった方へは、訪問により9月11日16時の時点でリスト全員の状況が確認できました。

以上、今回の停電時の対応についてでございますが、保守管理会社に対し大規模な停電が疑われる場合であっても通常どおり停電状況にある方のリストを翌日提供してもらえるよう申し出を行ったところでございます。今後はさらに早急な対応に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） これ大きな1番になっていますけれども、①から順番に答弁をお願いしたいと思います。

この①においては、先ほど町長からも関西電力と自治体との連携を深めるという答弁をいただきましたので、今後この教訓を踏まえて町民に寄り添った対応をよろしく願いしたいと思います。

②番目の被災者支援システムですが、ただいま総務課長の答弁の中に、8月に127万円でシステムの改修ですか、システムを入れかえた。これすいません。ちょっと私、勉強不足でわからないんですけれども、このシステムの入れかえというのは127万円要るんですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） これはもう大きなものの金額なので、被災者支援システムに関してのことはほんまにわずかなものでございますので、すいません、僕も大きな

くくりで言ってしまったので申しわけないです。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） この被災者支援システムは、罹災証明書の発行だけではなくて、先ほどバージョン9と言いましたけれども、避難所関連システムや緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋管理システム、被災予測等復旧・復興関連システム、そして避難行動要支援者管理システム、このようにあるんですけれども、私はこの中で避難行動要支援者管理システム、この機能を組み合わせることによってよりきめ細やかな被災者に寄り添った支援ができると考えます。

多くの災害弱者が犠牲となった東日本大震災を教訓に、国は2013年に災害対策基本法を改正し、市区町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務化し、平常時においては本人の同意を得て地域の避難支援等関係者に事前提供することが求められ、災害発生時においては、本人の同意の有無にかかわらず外部提供できることが規定されました。

さらに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、整備された名簿を利用して高齢者や障害者など、災害弱者一人一人の安否確認や避難に役立てる計画として、個別計画の策定を努力義務として事前に決めておくように促しています。

先ほどの課長の答弁により、これは紀美野町では全てできていると認識いたしました。

この災害時に避難行動要支援者名簿を活用するためには、常に最新の情報に整備しておくことが重要ですが、市販のソフトを導入すれば費用がかかるだけでなく、総合的な管理が全くできませんが、兵庫県西宮市情報センターが開発した避難行動要支援者管理システムを活用すればデータ連携が無償で可能になります。

参考までに奈良県平群町においては、名簿作成に必要な基礎データである住民基本データ、介護データ、障害福祉データの3つを毎日1回被災者支援システムに自動で取り込みを更新しているため、避難行動要支援者名簿は常に最新の情報だそうです。

喫緊では、7月豪雨被災時に避難勧告を出した一部地域において避難行動要支援者管理システムを運用稼働し、名簿をもとに安否確認と避難所への誘導を実施したと聞いています。

当町においても毎日1回、基礎データを被災者支援システムに自動で取り込むようにする考えがあるかお伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 町田議員の御質問にお答えをします。

平成25年に導入して、そして、平成28年に町田議員が議会でこのことをおっしゃってくださったんでしたかね。そして、その秋に訓練を行っております。その後なかなか新しいことは現在進んではないところで、それが現状なんです、今、先進的な情報をいただきましたので、それをちょっと勉強させていただいて、今後、紀美野町に必要な部分を最新のバージョンに変えていくとともに、まず紀美野町がどれが一番大事などこなんやというところを検証して、そして、この被災者支援システムを有効に活用してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

ハード面での防災対策はもちろんのこと、こうしたソフト面での防災対策も先進事例に学んで最新の状態にしておくことで町民の安全・安心につながるといいますので早急の取り組みをお願いいたします。

③番目ですが、この家具転倒防止対策についても来年から検討をしてくださるということですが、この内容は各市町村さまざまなんです。内容はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則） 町田議員の3つ目の御質問にお答えをします。

家具転倒防止対策につきましては、31年度から実施をします。実施をする期限は決めておるんですが、内容に関しては、ちょっと事務事業の評価会議で内容は全て固まってないのでこれやというのはちょっと言えないんですが、ただ、家具の固定も補助に入れるのか、あるいは器具ですね、これだけの購入の補助になるのか、その辺をちょっと継続的な審議に今なっている状態なので、そして上限を幾らにするのかという、そこがちょっとまだ決定してない部分でありますので、その辺はまた後日、当初予算のときには明確に申し上げられると思うんですけども、今の時点ではそういう使い勝手のいい補助金になればいいという状況でちょっと継続的な検討になっていきますので、今の時点ではこういう回答で御了解いただければありがたいと思います。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） この緊急通報装置なんです、これはやっぱり電話を使っているために停電時は使えないということですね。先ほど課長が答弁していただいたのは、その後の対応についてお知らせいただいたと思うんですけども、この長い間の

停電時間、今回は長い間だったんですけれども、その間は使えないということでよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 実は内蔵バッテリーにつきまして5時間あるということは聞いているんですけれども、停電した場合は使えないということで自動的に委託会社のほうへは連絡は行っておったわけなんですけれども、今回大規模ということで業者からの連絡もおくれまして、本課につきましても災害対応等で混乱している中で十分そこまで配慮できなかったかなと考えております。

先ほど申し上げたとおり、停電につきましては、そのような状況になるということで再度御家族さん初め近隣の協力員の方に日々安否確認をお願いしているところなんですけれども、このようなこともあり得るということを私どもも今まで長い停電というのも経験なくて、そこまでの思いも至っておりませんでしたので、再度皆様方に協力依頼という形でお願いしたいなと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

（午後 4時18分）